第４期

かこがわ教育ビジョン

加古川市教育振興基本計画

令和７年度～令和 11 年度

令和７年２月　加古川市教育委員会

－ 目 次 －

第1章 計画の基本的事項 …… 2

1 策定の背景等 …… 2

2 位置づけ …… 3

3 対象 …… 3

4 計画期間 …… 3

第2章 教育を取り巻く環境の変化と課題 …… 4

第3章 加古川市がめざす教育の姿 …… 6

1 基本理念とめざすべき具体的な人間像 …… 6

2 柱 …… 7

3 計画体系図 …… 8

4 基本方針 …… 10

各基本方針ページの見方 …… 10

〈柱〉 未来を切り拓く力の育成

（1）令和の時代に求められる資質・能力の育成 …… 11

（2）教育 DX の推進 …… 14

（3）健やかな体の育成 …… 16

（4）遊びから学びにつなぐ就学前教育の充実 …… 18

〈柱〉 全ての人が生き生きと輝く教育の推進

（5） 何歳からでも学び活躍できる生涯学習の充実 ····· 20

（6） 豊かな心の醸成 ····· 23

（7） 多様な教育的ニーズへの対応と包摂性のある教育の推進 ····· 26

（8） 全てのこどもが安心できる居場所づくり ····· 28

〈柱〉 地域総がかりの教育の推進

（9） 学校園・家庭・地域が協働する地域とともにある学びの充実 ····· 32

（10） 連続した学びを支える学校園連携ユニットの充実 ····· 34

（11） 家庭教育支援の充実 ····· 36

〈柱〉 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

（12） 教育を支える仕組みの確立 ····· 39

（13） 教職員の資質向上 ····· 41

（14） 安全・安心で魅力的な教育環境の整備 ····· 43

資料編 ····· 46

1 策定経過 ····· 46

2 関係規程 ····· 48

3 用語解説（五十音順） ····· 52

※ 本文中の用語で「＊」印があるものは、資料編に解説があります。

第４期

かこがわ教育ビジョン

（加古川市教育振興基本計画）

第1章　計画の基本的事項

1 策定の背景等

本市では、教育施策を総合的かつ計画的に実施するため、中長期的な視点による教育行政の指針となる方向性を示した計画として、平成 22 年4月に「加古川教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」を策定して以降、第2期（平成28年～令和2年度）を経て、現在は、第3期（令和3年～6年度）を迎えています。令和3年2月策定の「第3期かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」（以下「第3期「かこがわ教育ビジョン」」という。）」に基づき、「ともに生きるこころ豊かな人づくり」を基本理念に据え、3つのめざすべき具体的な人間像である「努力する人」「心あたたかい人」「行動する人」の実現に向け、学校園・家庭・地域が互いに信頼しあって連携・協力しながら、こどもたちの学びや育ちを支え、生きる力を育む教育を推進してきました。

この間、少子高齢化による人口構造の更なる変化や、急速な技術革新によるICT*の進化、グローバル化の進展などに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいうべき事態が生じ、教育を取り巻く環境は大きく変化しています。教育の在り方についても、こうした時代に応じた変革が求められています。

こうした中、国においては、令和5年6月に第4期「教育振興基本計画」が閣議決定され、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を 2 大コンセプトとし、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう、今後の教育施策を講じていくことが必要であるとされています。

また、兵庫県においては、令和6年3月に第4期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」が策定され、基本理念の「兵庫が育む こころ豊かで自立する人づくり」を基本としながら、第3期重点テーマ“『未来への道を切り拓く力』の育成”を継承しつつ、更なる教育の振興を図り“「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成”を重点テーマに、取組が進められています。

こうした背景や、第3期「かこがわ教育ビジョン」が令和6年度に終了することから、これまでの取組の成果と課題を検証し、改めて本市の教育の方向や目標を定め、その実現に向けて今後5年間で講ずるべき施策を示した、第4期「かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）（以下「第4期「かこがわ教育ビジョン」」という。）」を策定するものです。

2 位置づけ

第4期「かこがわ教育ビジョン」は、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

国の第4期「教育振興基本計画」、県の第4期「ひょうご教育創造プラン」を参酌しつつ、「加古川市総合計画」の教育に関する分野の内容を踏まえて策定しています。

また、「（仮称）加古川市こども・若者計画」などの関連計画とも整合性を保ちながら施策を推進していきます。

3 対象

生涯における人間の学びの場は、大きく学校園・家庭・地域の3つに分かれています。この3つの学びの場における教育が、有機的なつながりを持って進められていくことの重要性を踏まえて、市立の幼稚園や保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校*、特別支援学校における教育と、家庭や地域における教育を対象としています。

なお、計画の推進にあたっては、市内の県立、私立の学校、教育・保育施設とも連携を図っていきます。

4 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

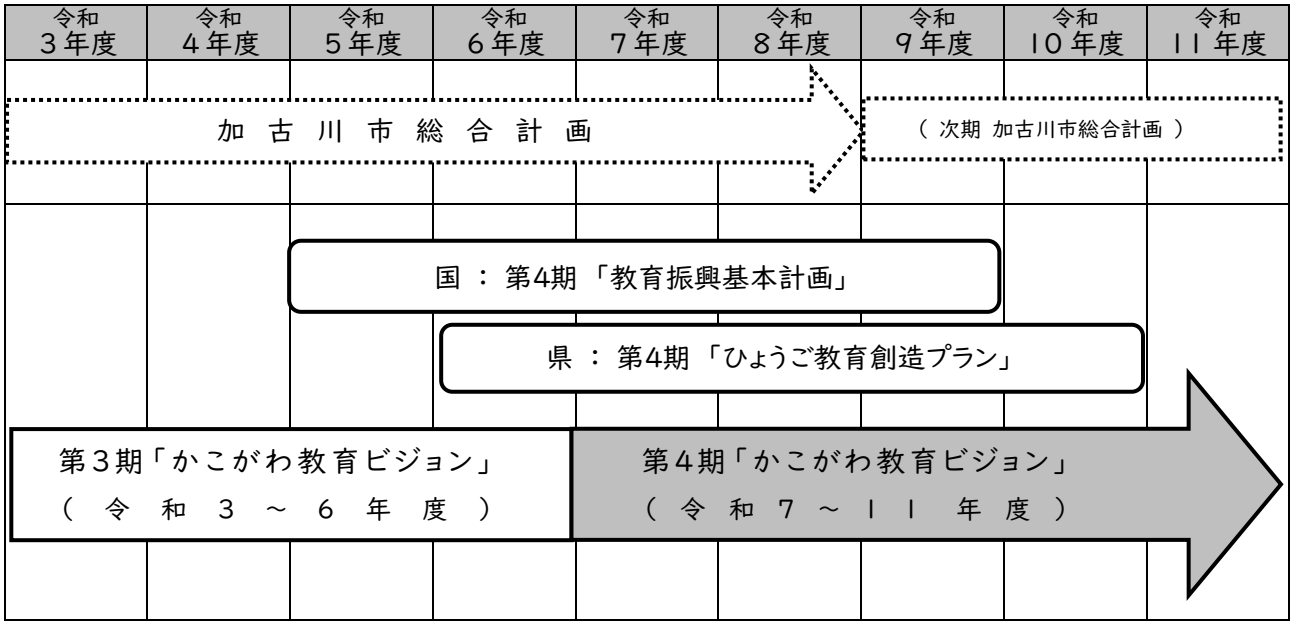

第2章　教育を取り巻く環境の変化と課題

教育を取り巻く環境は、第3期「かこがわ教育ビジョン」の期間の4年間において大きく変化しました。今後、第4期「かこがわ教育ビジョン」の期間においても更なる変化が予想される中で、それらに柔軟に対応しながら、本市の教育を着実に推進していく必要があります。

（1）教育活動の制限、学びの継続の確保

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国の要請による一斉臨時休業措置が講じられ、学校園の教育活動に大きな影響が生じる状況となり、こどもたちの学びの保障や心のケアが課題となりました。
- 教育活動の制限は、こどもたちに広範かつ多面的な影響を与えました。この影響は今後も継続することが懸念されるため、継続した見守りや、更に顕在化してくる課題への対応が必要です。
- 新たな感染症の流行や自然災害など、今後、不測の事態に直面しても、感染リスクの低減だけでなく、感染者に対する差別や偏見の防止など、人権に十分配慮したうえで、こどもたちが学びを継続できる体制を整備する必要があります。

（2）人口減少、少子高齢化の進行

- 全国的な傾向と同様、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、本市の総人口は、令和12（2030）年には約24.3万人に、令和22（2040）年には約21.8万人になると見込んでいます。
- このような中、社会の活力を維持・発展させるためには、こどもから高齢者まで一人一人が自らの個性や能力を発揮して、地域社会に参画し、貢献していくことが必要であり、スポーツや文化・芸術などを通して、生涯にわたって学び続けることのできる機会の充実も求められています。
- また、少子化の進行により、学校における学級数や、1学級における児童生徒数が著しく減少している地域もあり、こどもの成長過程において互いに切磋琢磨する機会の減少や、人間関係の固定化などの様々な課題があります。
- 令和6年4月に、加古川市立義務教育学校*「両荘みらい学園」が開校しました。義務教育9年間を見通した「4-3-2制」を導入し、こどもの発達段階やスムーズな接続に配慮した連続性・系統性ある教育課程の導入や、「英語科」「ふるさとみらい科」等の特色・魅力ある取組を展開しています。

（3）技術革新の進展

- Society5.0 と言われる超スマート社会の実現に向けて、人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界的なデジタル化の飛躍的進展をもたらし、教育においても、GIGAスクール構想による1人1台端末等、ICT*環境の整備が進展しました。

- 一方で、SNS*を介したいじめや犯罪被害が社会問題化し、こどもの日常生活に多大な影響を及ぼしています。
- 今後、ICT*の活用が日常化する社会においては、情報モラルや情報活用能力の育成を図るとともに、ICT*を最大限に活用できる環境を整備し、教育DX*を推進することが求められています。

(4) グローバル化の進展、国際情勢の不安定化

- 経済、人、情報や様々な文化、価値観が国境を越えて流動しており、加速度的にグローバル化が進展しています。
- グローバル化に伴い、貧困や紛争、感染症や環境問題など、地球規模で人類全体が共通して直面する課題が増加しています。
- このような中、こどもは、国際社会に生きる人としての自覚を持つことや、チャレンジ精神、コミュニケーション能力等の国際社会で主体的に活動するための力を身に付けることが求められています。
- また、自らの国や地域の伝統・文化への理解を深め、尊重するとともに、異なる文化や歴史をもつ人々と、互いに文化や習慣、価値観を尊重し合い、共に生きる心を育成することが必要です。

(5) 多様性と包摂性のある共生社会の実現

- 社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、性別、文化的・言語的背景、家庭環境等に関わらず、全ての人が可能性を広げ生き生きと輝く共生社会の実現に向け、社会的包摂の推進が求められています。
- 学校現場においても、不登校、特別な支援や配慮、医療的ケア、日本語指導、複合的な困難等、多様なニーズを有するこどもへの対応ができる体制を整備する必要があります。
- 多様性の尊重は、学校のみならず、社会全体で重視していくべきものであり、こどもだけでなく、大人も含めて、寛容で成熟した存在となることが重要です。

(6) 教職員の働き方改革

- 働き方改革関連法の成立により、労働環境の改善を図る取組が進んでおり、学校においても、教職員の業務が多岐多様に渡り、長時間勤務となっている実態から、働き方改革は急務となっています。
- 自らの人間性や創造性を高めるとともに、こどもと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動の実現につなげるなど、教育の質の向上を図るため、教職員のこれまでの働き方を見直し、教職員が担う業務の明確化・適正化など、学校における働き方改革を加速度的に進めることが重要です。

第3章　加古川市がめざす教育の姿

1　基本理念とめざすべき具体的な人間像

学校教育をはじめとした生涯学習全般を通じて、持続可能な社会を創るとともに、一人一人のウェルビーイングの向上につながるよう、本市の教育がめざす理念として、前計画を受け継ぎ、次の基本理念とします。

加古川市の教育の基本理念

ともに生きる　こころ豊かな　人づくり

上記の基本理念を達成するため、「教育は人づくり」という視点に立ち、こどもが培うべき力を見据えた上で、めざすべき具体的な人間像を掲げます。

めざすべき具体的な人間像

学び続ける人	自ら生きる力を育み　生涯にわたり　夢や目標に向かって　**学び続ける人**
生きる力（確かな学力（知）・豊かな心（徳）・健やかな体（体））をバランスよく身に付け、生涯にわたって、夢や目標を持って学び続ける人	

心あたたかい人	互いに支え合い　命を大切にする　**心あたたかい人**
思いやりや寛容の心を持ち、様々な人々とともに生きる態度を身に付け、命と人権を大切にする人	

行動する人	未来を切り拓こうと　自覚と責任を持ち　主体的に　**行動する人**
公共の精神に基づき、よりよい社会づくりに向けて他者と協働し、自ら考え主体的に行動する人	

2 柱

基本理念やめざすべき具体的な人間像を踏まえた、本市の教育の柱は、以下の4つに分類します。

これら4つの柱は、本市がめざす人間像と、実際に展開される教育に関する施策や事業とを結び付け、本市の教育において総合的かつ計画的に取り組むべき基本方針の方向性を示すものです。

柱

★ 未来を切り拓く力の育成

加古川市の未来を担うすべてのこどもの「生きる力」を育みます。

★ 全ての人が生き生きと輝く教育の推進

一人一人が幸福感の高まりを感じられるよう、誰もが安心して学び続けることができる機会と環境づくりを進めます。

★ 地域総がかりの教育の推進

学校園・家庭・地域、また校種間のつながりにより、こどもをはじめ多世代にわたる学びを支えます。

★ 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

教育に関わる全ての人にとって、安全・安心で魅力的な教育環境をめざします。

3 計画体系図

基本方針 1 令和の時代に求められる資質・能力の育成

① 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による「主体的・対話的で深い学び」の実現
② 学びの基盤となる読解力の育成
③ グローバル化に対応した英語力の育成
④ 持続可能な社会の創り手としての主権者意識の醸成

基本方針 2 教育 DX の推進

① ICT を活用した学びの推進
② 学びの基盤となる情報活用能力や情報モラルの育成
③ 学習状況や生徒指導上のデータ等の活用

基本方針 3 健やかな体の育成

① 体力・運動能力、運動習慣等調査を活用した運動習慣の定着と体力向上
② 健康教育・食育の推進
③ 安全・安心な学校給食の提供

基本方針 4 遊びから学びにつなぐ就学前教育の充実

① 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を踏まえた保育の充実
② 幼児期における多様な体験活動の充実
③ 架け橋期における連携・接続をめざした取組の充実

未来を切り拓く力の育成

ともに
こころ豊か

基本方針 9 学校園・家庭・地域が協働する地域とともにある学びの充実

① 学校運営協議会のさらなる充実
② 学校園支援ボランティア・青少年関係団体等との連携・協働の充実
③ 体験・交流活動等の場づくり
④ 学校部活動から地域クラブ活動等への移行・展開

地域総がかりの教育の推進

基本方針10 連続した学びを支える学校園連携ユニットの充実

① 校種を超えて連携する取組の充実
② 地域の実情に合わせた小中一貫教育の導入の検討
③ 高等学校・大学・企業等との連携

基本方針11 家庭教育支援の充実

① 家庭や地域の教育力向上をめざした取組の推進
② 保護者として成長する学びの推進
③ 要支援家庭への支援体制の充実

※ 中央には4つの「柱」を、周囲には14の「基本方針」と「具体的な取組」を示しています。

全ての人が生き生きと輝く教育の推進

基本方針 5 何歳からでも学び活躍できる生涯学習の充実

① 公民館や少年自然の家における講座等の充実及び利用促進
② 公民館と学校園の連携
③ 図書館の環境整備と利用促進及び読書活動の推進
④ スポーツ・文化・芸術活動の充実
⑤ 文化財の保護と活用の推進

基本方針 6 豊かな心の醸成

① 人権教育等の充実
② 考え、議論する道徳教育の推進
③ 性の多様性に関する正しい知識の普及・啓発
④ 心にひびく体験活動の充実
⑤ ふるさと教育・キャリア教育の充実

基本方針 7 多様な教育的ニーズへの対応と包摂性のある教育の推進

① 特別な支援を要するこどもへの支援の充実
② 多様な教育的ニーズへの対応
③ 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実

基本方針 8 全てのこどもが安心できる居場所づくり

① いじめをはじめとする問題行動や不登校の未然防止・早期発見・早期対応
② こどもの心に寄り添う相談・支援体制の充実
③ 不登校児童生徒への支援の充実と多様な教育機会の確保
④「生命」や「心」を大切にする「心の絆」を育む教育の推進
⑤ 放課後等の居場所づくり

生きる
な人づくり

質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

基本方針12 教育を支える仕組みの確立

① 教育委員会の機能の充実
② チーム学校としての学校マネジメント機能の強化
③ 教職員の働き方改革の推進

基本方針13 教職員の資質向上

① 新たな教育課題や教職員のニーズに応じた研修の充実
②「指導と評価の一体化」のための学習評価の充実
③ 大学等と連携した研修体制の構築
④ 非違行為・ハラスメントの防止

基本方針14 安全・安心で魅力的な教育環境の整備

① 学校施設老朽化対策による安全な環境の整備
② 地域のニーズに合わせた学校規模適正化の検討
③ 学校園における安全対策の推進

～ 各基本方針ページの見方 ～

■ 柱

施策を進める方向性を示す４つの柱を示しています。

柱	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

■ 基本方針

柱で示す方向性を実現していくために指針となる１４の項目を示しています。

基本方針■	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇。	

■ 現状と課題

各施策において、加古川市を取り巻く現状と課題を示しています。

■ 現状と課題

- 現　状

〇〇を〇〇し〇〇を取り組んでいます。

- 課　題

〇〇〇を〇〇し〇〇が必要です。

■主な指標

計画期間内で取り組む施策を定量的に示し、重要で象徴的な指標を設定しています。現状値については、原則令和５年度時点の値ですが、（R6）が付記されている数値は令和６年度時点の値となります。

■ 主な指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
〇〇が〇〇した〇〇の割合	〇〇%	〇〇%
〇〇参加児童数	〇〇人	〇〇人
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

■ 具体的な取組

計画期間内で実施する事業や施策を推進するため重要となる取組について示しています。

■ 具体的な取組

①	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を図ります。
- 〇〇〇〇〇〇を進めます。
- 〇〇〇

②	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を図ります。
- 〇〇〇〇〇〇を進めます。
- 〇〇〇

柱	未来を切り拓く力の育成

基本方針Ⅰ	令和の時代に求められる資質･能力の育成
急激に変化する時代の中で求められる資質･能力が身に付くように、「主体的･対話的で深い学び*」の実現に向けた取組を進めるとともに、持続可能な社会の創り手として、積極的に社会に関わろうとする意識や態度を育みます。	

■ 現状と課題

● 現　状

協同的探究学習*の理念に基づいた授業づくりを通じて授業改善に取り組み、「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けた質の高い授業づくりや、学校が安心できる居場所となる授業づくりを進めています。

また、「加古川 CAN-DO プラン*」に基づいて、ALT*やオンライン英会話を活用し、英語に触れる機会を増やし、臆せず英語でコミュニケーションを図ろうとする態度や授業等において積極的に外国人と関わる態度を育成するとともに、異なる文化や生活習慣に対する理解を深め、互いを尊重し認め合う共生の心を育んでいます。

● 課　題

全国的な傾向と同様に、自分の考えを表現したり説明したりすることに課題が見られるため、「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けた継続した取組の推進により、授業のさらなる質の向上をめざすことが必要です。

また、SNS*の普及により短い文に慣れることもが増える一方、長い文章に触れる機会が減少している傾向があります。その影響もあり、筆者の伝えたい内容を正確に読み取る力に課題が見られます。

外国語の分野では、ＧＴＥＣの結果より、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの ４技能の中で「話すこと」に成果が見られるものの、「読むこと」や「書くこと」に課題が見られます。自ら積極的に外国人と関わる態度は着実に育まれていますが、お互いの国の文化や習慣について理解し、互いを尊重して認め合うことについては、学びを深める必要があります。

さらに、複雑化・多様化する社会をより豊かに生きるためには、持続可能な社会を創る一人の主権者として、児童生徒一人一人が様々な課題について自分事として考え、自分の意思をもち、学級や学校、地域はもとより日本や世界等、様々な社会に主体的に参画しようとする態度を養う必要があります。

■ 主な指標

指標	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和11年度）
①話し合いで自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができたと回答した児童生徒の割合	児童 86.4%（R6） 生徒 86.7%（R6）	90%
②全国学力・学習状況調査*の「国語」における「読むこと」の正答率の全国平均比	児童 −2.9（R6） 生徒 +0.2（R6）	全国平均以上
③CEFR A1 レベル*相当以上を取得しているあるいはA1 レベル以上の英語力を有すると思われる中学校3年生及び義務教育学校*9年生の割合	52.9%	60%
④学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めている児童生徒の割合	児童 84.5%（R6） 生徒 82.9%（R6）	90%

■ 具体的な取組

① 「個別最適な学び*」と「協働的な学び*」の一体的な充実による「主体的・対話的で深い学び*」の実現

- これまでの協同的探究学習*の取組を生かし、さらなる授業改善と研究に取り組み、「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けた質の高い授業づくりを行います。
- 兵庫型学習システム*を活用した少人数指導や専科教員による指導により、学習意欲と学力の向上につなげます。
- 科学技術の土台となる理科、算数・数学に興味関心を持つ児童生徒の裾野を広げるため、発達段階に応じた理数教育の充実を図るとともに、論理的に思考する力の育成に努めます。

② 学びの基盤となる読解力*の育成

- 全ての授業において、文や資料から必要な情報を選び出し、言葉を正しく理解したりより深く考えたりする活動を通して、読解力*の育成を図ります。
- 読書を通じて、様々な言葉に触れることで、読解の素地となる語彙を増やすとともに、様々な表現に触れる機会を確保できるよう、発達段階に応じた読書活動の充実を図ります。

③	グローバル化に対応した英語力の育成

- ALT*を活用した効果的な取組を推進し、様々な場面で生きた英語に触れる機会を設けるとともに、オンライン英会話等 ICT*を活用して英語で話したり、表現したりする機会を増やすことで、聞くこと、読むこと、話すこと（やり取り・発表）、書くことの4技能5領域をバランスよく育てます。
- 世界で活躍する人材の育成に向け、「加古川 CAN-DO プラン*」に基づいて、臆することなく英語でコミュニケーションを図ろうとする態度とともに、「使える英語力」の育成をめざします。
- パフォーマンステスト*や外部検定試験の結果を基にした授業改善を行います。

④	持続可能な社会の創り手としての主権者意識の醸成

- 教科等の学習の中で、こどもの権利や社会のしくみについて正しい知識を学び、社会の一員としての自覚を持つことを通して、主体的に参画しようとする意識の醸成を図ります。
- 話し合いを通して、互いの意見の良さを認めながら解決方法等について合意形成したり、今すべきことを児童生徒一人一人が意思決定したりして、集団や社会における人間関係をよりよく築いていこうとする態度の育成を図ります。
- 児童会・生徒会・学園会代表者ミーティングや学校運営協議会*等において、児童生徒が自らの意見を表明する機会を通して、よりよい学校生活の形成に参画する意識の醸成を図ります。

柱	未来を切り拓く力の育成

基本方針２	教育 DX*の推進
教育現場において１人１台端末等の ICT*を効果的に活用し、「個別最適な学び*」と「協働的な学び*」の一体的な充実を図るとともに、学習状況や生徒指導上のデータを把握・活用し、児童生徒一人一人に応じた支援や指導につなげます。	

■ 現状と課題

● 現　状

市内小・中・義務教育学校*38 校の普通教室及び特別支援学校に光回線及びアクセスポイントの整備が完了し、学習環境が充実しました。このことにより、ICT*を効果的に活用しながら学習活動を行うことができています。

また、スマートフォンが急速に普及したことで SNS*上での問題行動が増加傾向にあることから、児童生徒に対する情報モラル教室を開催し啓発を行っています。

さらに、個人情報の取扱いや、著作権等の知的財産の保護、情報発信に伴う責任やマナー、トラブルの回避方法及び生活習慣等について、児童生徒自らが判断し考える情報モラル教育の充実を図っています。

● 課　題

「個別最適な学び*」と「協働的な学び*」を一体的に充実した学びを実現させ、児童生徒の主体的な学びにつながる授業改善を行う必要があります。

また、小学校及び義務教育学校*低学年から携帯電話やスマートフォン、ゲーム機を通じてインターネットに触れる機会が増加しており、インターネットを介した関わりの中でトラブルとなるケースが増えています。そのため、児童生徒及び保護者に対する情報モラルのさらなる啓発に合わせて、今後多様化が予想される問題行動への抑止が必要です。

■ 主な指標

指標	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和11年度）
①「学習場面での ICT*活用について」の調査で「個別学習」及び「協働学習」ができると回答した教職員の割合	「個別学習」77% 「協働学習」50%	「個別学習」95% 「協働学習」90%
②学級の児童生徒は、1人1台端末で自分の考えを図や文章で表現できると回答した学級担任の割合	81%	100%
③1 日の授業の中で1人1台端末を活用した児童生徒の割合	57%	95%

■ 具体的な取組

① ICT*を活用した学びの推進

- ICT*を活用して、個別の学びの中で児童生徒が自ら必要に応じて他者と協働しながら学びを進め、考えを深める児童生徒主体の学習の実現をめざします。
- 「個別最適な学び*」を実現するために、ICT*の良さを生かしながら、「指導の個別化*」と「学習の個性化*」を意識した授業づくりを研究します。

② 学びの基盤となる情報活用能力や情報モラルの育成

- 児童生徒がデータを収集・分析し、情報を抽出して新たな価値を創造することができるように、1人1台端末を活用しながら教科横断的に学ぶことで情報活用能力を育成します。
- 児童生徒の1人1台端末操作スキルの向上を図ります。
- インターネット上の有害情報、インターネットの危険性や、インターネット上の誹謗・中傷等によるいじめを防ぐ等、児童生徒に対し、正しいインターネットの利用に関する教育を推進します。
- インターネット上の危険から児童生徒を守るため、フィルタリングやペアレンタルコントロール*の利用を促進するとともに、ネットトラブルやネット依存症への対応について保護者への啓発活動を推進します。
- 専門機関・学校と連携したネットパトロール*を実施し、児童生徒のネットいじめをはじめインターネット上のトラブルや SOS を早期発見し、早期対応に努めます。

③ 学習状況や生徒指導上のデータ等の活用

- 1人1台端末の活用状況を把握し、「個別最適な学び*」と「協働的な学び*」の一体的な充実につながる教育活動ができるよう、サポート体制の充実に努めます。
- 統合型校務支援システム*や採点支援システム*等に蓄積されているデータを分析することで、児童生徒一人一人に応じた支援や指導につなげます。
- 生徒指導に係る指導及び相談内容をデータベース化し一元管理することで、関係機関との円滑な連携を推進します。
- 学校生活に関するアンケート（アセス）*や、心身の状態変化などの児童生徒に関する情報を集約し、多角的な視点による生徒指導を実施します。

柱　未来を切り拓く力の育成

基本方針３　健やかな体の育成

未来を築くこどもたちに、豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育むことをめざし、体力や運動能力を高めるとともに、食育や健康教育等を通して、自律的・主体的に自己の健康を保持増進する意識を醸成する取組を進めます。

■ 現状と課題

● 現　状

基本的な生活習慣の確立を図るため、「かこがわウェルネス手帳*」を活用し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動*の推進をはじめとする指導の充実を図るとともに、家庭・地域とも連携を図りながら、児童生徒の体力・運動能力の向上に取り組んでいます。

学校や地域の医療機関、医師会が連携し、学校支援専門医チームを活用するなど、専門家等の派遣により、児童生徒の心身の健康づくりを推進しています。

また、薬物の危険性の周知を図るため、薬物乱用防止チラシの配布や薬物乱用防止教室を実施しています。

学校給食では、新たに日岡山学校給食センター及び神野台学校給食センターを整備し、小学校に加え市内全ての中学校で給食を提供しています。

● 課　題

全国体力・運動能力、運動習慣等調査*結果の分析を進め、日常生活における活用と「かこがわウェルネス手帳*」と連携した取組を充足する必要があります。

地域の食材を活用して郷土への興味を高める取組や教育全体を通して食育活動を推進することが必要です。

また、情報モラル教室と合わせて薬物乱用防止の啓発を推進することが求められています。

学校給食では、国の学校給食衛生管理基準に沿った衛生管理の徹底及び学校給食摂取基準に基づいた献立の充実に引き続き取り組むことが重要です。

■ 主な指標

指標	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和11年度）
①全国体力・運動能力、運動習慣等調査*における体力合計点の全国比	児童　48.0（男）、46.9（女） 生徒　46.9（男）、48.3（女）	全てのカテゴリーで 50.0 以上
②生活習慣が確立している児童生徒の割合	毎日朝食を食べる 児童　92.6%（R6） 生徒　91.2%（R6） 毎日同じくらいの時刻に寝ている 児童　83.6%（R6） 生徒　80.2%（R6）	毎日朝食を食べる 95% 毎日同じくらいの時刻に寝ている 85%
③施設及び設備の衛生管理における食品衛生監視票の平均値	98.4 点	100 点

■ 具体的な取組

①	体力・運動能力、運動習慣等調査を活用した運動習慣の定着と体力向上

- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査*」結果から、児童生徒の体力・運動能力等の状況を把握するとともに体力と運動習慣等の関係を分析・検証し、授業改善に生かします。
- 「かこがわウェルネス手帳*」を活用した指導の充実を図るとともに、家庭・地域とも連携を図りながら、児童生徒の体力・運動能力の向上に取り組みます。

②	健康教育・食育の推進

- 基本的な生活習慣の確立を図るため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動*を推進します。
- 栄養教諭・食育担当教員等を中心として、年間計画に沿った食育の充実に努めるとともに、家庭や地域と連携した食育を推進します。
- 日々のケガや病気、感染症等に加え、思春期に多く見られる起立性調節障害*について、正しい理解を育む教育を推進します。
- 薬物に対する危険性・有害性や法律に関する正しい知識の習得を図ります。
- インターネットやゲームへの依存の危険性等についての正しい知識の習得を図ります。

③	安全・安心な学校給食の提供

- 安全・安心な給食提供を行うため、給食調理施設及び設備の衛生管理に努めます。
- 学校給食の魅力や安全・安心の取組についての情報発信に努めます。
- 地域の自然や食文化への理解を深めるため、地場産物を使用し、地産地消を推進します。

柱	未来を切り拓く力の育成

基本方針４	遊びから学びにつなぐ就学前教育の充実

人格形成にとって重要な幼児期に心身ともに調和のとれた成長を遂げることができるよう、遊びや生活の中での多様な体験活動を充実させるとともに、就学前教育の学びが小学校及び義務教育学校*での生活に円滑につながるよう、幼児期にふさわしい教育・保育と小学校及び義務教育学校*への連携・接続を推進します。

■ 現状と課題

- 現　状

主体性を育む教育の中で、幼児期の遊び込む姿が、児童期の学び込む姿へとつながることを、ドキュメンテーション*を通じて、保護者や地域に向けてホームページなどで配信しています。

- 課　題

「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿*」は保護者には浸透しつつあるが、市内全体の就学前教育・保育施設と小学校及び義務教育学校*教諭や地域の人に浸透していない部分もあるため、配信方法の工夫が必要です。

■ 主な指標

指標	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和11年度）
①「研修で学んだことを生かして保育の工夫・改善を行うことができた」と回答した幼児教育士	-	100%
②幼児の「やってみたい」と思うことが実現できる環境を整えたと回答した幼児教育士	-	100%
③就学前の各園と小学校及び義務教育学校*が連携・接続した取組数	47 回	60回

■ 具体的な取組

①	「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿*」を踏まえた保育の充実

- 幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼児期において身に付けさせたい資質・能力を育む教育・保育の充実を図ります。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿*」を視点にした幼小接続カリキュラム*を実践することで、幼児教育の充実を図ります。

②	幼児期における多様な体験活動の充実

- 幼児の「やってみたい」という主体的な遊びを通して、自然とのふれあい、様々な人との関わりや地域行事への参加等、多様な体験活動の充実を図り、小学校や義務教育学校*（前期課程）以降の学びの芽を育みます。
- 幼児の育ちの姿をドキュメンテーション*で表し、研修を通して就学前教育全体の質の向上を図ります。

③	架け橋期*における連携・接続をめざした取組の充実

- 架け橋期*におけるこどもの連続した学びや育ちを支援していくため、校種間連携の一層の充実を図ります。
- 幼児期の学びを小学校や義務教育学校*（前期課程）以降の学びへと円滑につなげていくため、幼小接続カリキュラム*の活用促進を図ります。

柱	全ての人が生き生きと輝く教育の推進

基本方針５	何歳からでも学び活躍できる生涯学習の充実

地域における生涯学習やコミュニティの拠点である図書館や公民館、少年自然の家等を活用し、主体的に学び続けることができるよう取り組むとともに、誰もが生涯を通じてスポーツや文化・芸術を身近に親しむことできる環境を整備します。

■ 現状と課題

● 現　状

公民館においては、各種講座を実施するとともに、地域の生涯学習の拠点として地域活動の支援を行っています。

少年自然の家では、年間を通して無料散策日やキャンプ等の野外イベント、木工教室等の工作イベント、星見会等の天体観測イベントなどの主催事業を実施しています。

また、社会教育団体や学校園等の宿泊体験や野外活動等の利用に加え、一般団体の利用も可能とし、利用対象者の拡大を図るとともに、チラシや SNS*などを活用し利用者へ PR を実施しています。

読書活動を進めるため、学校では朝の学習時間における読書や家庭での読書について啓発を図っています。図書館では住民の自己学習や課題解決に対する支援と読書の機会を積極的に提供しています。

スポーツや文化の分野では、様々なスポーツイベントの実施に加え、職員出前講座の実施を通じて生涯スポーツや障がい者スポーツの普及を図っています。

文化財保護のための指定制度に加え、新たに市登録制度を新設し文化財の保存と活用を推進しています。また、開発に伴い破壊される埋蔵文化財については、記録保存のための調査を実施しその成果を公開しています。

● 課　題

公民館においては、利用者の固定化に伴い高齢化による利用者の減少が顕著となっています。

少年自然の家においては、利用者のニーズに応じた活動プログラムの拡充や、さらに幅広い利用者やリピーターの獲得が必要です。

また、児童生徒の授業以外での読書時間が減少している傾向が見られることから、児童生徒が本を手に取る機会を増やすなど、家庭での読書時間を増やすための継続した取組を行う必要があります。

図書館においては、住民が必要とする資料や情報を取得するための方法及び手法に課題があり、また施設から遠い地域の市民、障がい者・高齢者等の来館困難者への情報提供の方法を拡充する取組が必要となります。

スポーツや文化の分野では、スポーツに関する知識の獲得や体験機会の充実を図ると同時に、自発的にスポーツに取り組める環境を構築することや、歴史文化を生かしたまちづくりのため、文化財保護に加え、地域の歴史文化遺産を幅広く捉えて的確に把握し、その周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用する取組を行う必要があります。

■ 主な指標

指標	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和11年度）
①公民館における講座等の延べ受講者数	32,514人	33,000人
②公民館と学校園で連携した取組を行ったユニット数	3ユニット	12ユニット
③読書が好きな児童生徒の割合	児童 71.2% 生徒 65.6%	児童 75.0% 生徒 70.0%
④スポーツや文化・芸術に接する機会や環境に満足している市民の割合	スポーツ関係 51.5% 文化・芸術関係 45.4%	スポーツ関係 67.0% 文化・芸術関係 56.0%
⑤年間の市指定・市登録文化財の指定・登録件数	市指定文化財 1件	市指定・市登録文化財 2件

■ 具体的な取組

①	公民館や少年自然の家における講座等の充実及び利用促進

- 公民館において、多様な学習ニーズに対応した講座を実施します。
- 生涯学習に対する関心や意欲の向上を図るため、講座の情報発信を行います。
- より多くのこどもたちや親子が自然と触れ合えるよう、野外活動や天体観察などの自然体験プログラムの充実に努めます。また、学校教育関係・社会教育団体のみならず、一般利用についても利用促進を図ります。

②	公民館と学校園の連携

- 公民館で様々な世代の人々がつながりあえるよう、地域と学校の連携・協働の一層の充実を図ります。
- 公民館が実施する講座の修了者に、ボランティアとして地域活動や学校園支援活動への参加を呼びかけるなど、学びと実践の一体化を推進します。
- こどもが公民館で体験活動を行うなど、相互の交流を推進します。

③	図書館の環境整備と利用促進及び読書活動の推進

- 読書に親しむ活動を充実させ、こどもの読書に対する興味・関心を高めます。
- 市内全ての学校図書館において、学校司書*等による支援を行い、児童生徒の読書活動の充実を図ります。
- 市内全ての学校図書館に空調設備を配置します。
- 両荘みらい学園学校図書館において、地域開放サービス*を実施します。
- 公共図書館では、市民の自己学習や課題解決に必要な資料と情報を提供し、調査相談業務*や講演会等の行事イベントを実施することで、利用促進と生涯学習の支援を図ります。
- 公共図書館では、計画的かつ多角的な資料収集に努め、また、社会の DX 化などの変化を注視し、電子図書館なども活用して多くの方が利用できる環境整備を図ります。
- 公共図書館と市内の公立学校園や関係部署が連携し、「加古川市子どもの読書活動推進計画*(第 4 次)」に基づいた取組を実施します。
- 公共図書館では、図書館法に基づき、学校教育及び学校図書館への援助を進めます。

④	スポーツ・文化・芸術活動の充実

- スポーツや文化・芸術に関する様々な団体との連携によるイベントの開催を通じ、誰もがスポーツや文化・芸術に親しむ機会を創出します。
- 誰もがスポーツや文化活動に参加できる環境づくりを進めるため、スポーツ、文化施設の計画的な維持補修に取り組みます。

⑤	文化財の保護と活用の推進

- 保護すべき重要な文化財を市指定文化財に指定し、まちづくりや観光などに積極的に活用されることが期待される文化財を市登録文化財に登録します。
- 指定文化財の修理や管理等を行うことで、適切な保存を図ります。
- 文化財に対する理解を深めるとともに保護意識を育むため、文化財の公開と情報発信を行います。

柱	全ての人が生き生きと輝く教育の推進

基本方針６	豊かな心の醸成
複雑化・多様化した社会において、一人一人が変化を前向きに受け止めながら、地域や社会、生活や人生等をより豊かなものとするため、研修から得た学びや人・自然とのふれあいによる感動的な体験等を通して、豊かな心の醸成を図ります。	

■ 現状と課題

● 現　状

同和問題をはじめ、女性、こども、高齢者、障がいのある人、外国人、性の多様性*、インターネットによる人権侵害や感染症に対する差別など、多くの人権課題についての正しい認識を深めるための活動を続けることで、市民全体の人権意識の高揚を図ることができています。

道徳教育に関する取組としては、道徳教育推進教師*を中心に、機能的な校内組織・指導体制を整備し、「考え、議論する道徳」を実現する指導の充実を図るとともに、命の大切さについて考えさせるなど、「特別の教科　道徳」を要とした道徳教育の充実を図っています。

また、研修の実施等により、教職員の「性の多様性*」に対する正しい知識を深めるとともに、授業や日常生活の中で児童生徒への啓発を図っています。

さらに、自然学校やトライやる・ウィーク等、体験学習や阪神・淡路大震災から得た教訓などから命を大切にする心や思いやりの心を養うなど、「心の教育」の充実を図っています。

ふるさと教育*の分野においては、生活科や総合的な学習の時間等を通じて、自然、歴史、文化、産業等、地域の持つ豊かで多様な教育資源を活用し、ふるさと加古川を愛する心を育み、地域の一員としての自覚を高める取組を進めています。

キャリア教育*としては、児童生徒一人一人が、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けるために、幅広く多様な体験活動の機会を設けています。また、キャリア・パスポート等を活用して小学校及び義務教育学校*から高等学校までの接続を進めています。

● 課　題

偏見や差別を許さない態度の育成を図るとともに、自己肯定感を育み、自他の命と心、人権を尊ぶ態度を育成する人権教育の充実を図る必要があります。

道徳教育においては、副読本等を積極的に活用するとともに、体験活動と結び付けた取組を実施することで、児童生徒の豊かな情操や規範意識、公共の精神等を育む必要があります。

「性の多様性*」については、当事者からカミングアウト*されたときの対応や、アウティング*の禁止について教職員、児童生徒をはじめとするすべての市民が一層理解を深める必要があります。

また、自然学校やトライやる・ウィーク等の体験学習を通じて、自己認識や自尊感情を高め、人間としての在り方や生き方を考える必要があります。

地域の人々との触れ合いを通じて、郷土のよさを知り、感謝の心やふるさとを大切にしたいという思いや地域の課題や将来を考え、よりよく変えていくことへの意思を育むことや、

主体的に進路を選択し、常に自分らしさを発揮する資質・能力を一層育むために学校園連携ユニット*を活用して、学校と地域及び校種間が連携を図る必要があります。

■ 主な指標

指標	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和11年度）
①人権に係る事業において関心や理解が深まった参加者の割合	91%	93%
②いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合	児童 97.6%（R6） 生徒 97.4%（R6）	100%
③性の多様性*に関する講演会等の参加者アンケートによる満足度	85.5%	90%
④体験活動を通して、命の営みやつながり、命の大切さを感じるプログラムを実施した学校の割合	75%	100%
⑤地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	児童 85.7%（R6） 生徒 78.7%（R6）	90%

■ 具体的な取組

① 人権教育等の充実

- 加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画*に基づき、市民の人権意識向上をめざして研修会や啓発活動を実施するとともに、各地域においても、人権学習会、町内懇談会を行います。
- 「第5次加古川市男女共同参画行動計画*」に基づき、固定的な性別役割分担意識の解消に向けたセミナーなど、男女共同参画社会*の実現に向けた学習機会の充実を図ります。
- 公民館において、人権尊重の意識を高める研修や学習を実施します。
- 同和問題をはじめ、様々な人権に関わる課題の解決をめざして進めてきた人権教育や実践活動を踏まえ、人権侵害が命に関わる問題であることを認識し、人権課題についての正しい認識を深め、自己肯定感を高めるとともにお互いの人権が尊重されるような人権文化の確立をめざします。

② 考え、議論する道徳教育の推進

- 命の大切さについて考えを深めるとともに、いじめ問題等を自分事として捉え、人間として大切な価値観を身に付け、自ら考え、判断し、行動できる力を養うため、「特別の教科　道徳」を要とした道徳教育の充実を図ります。
- 副読本等を活用するとともに、体験活動と結び付けた取組等を実施することにより、児童生徒の豊かな情操や規範意識、公共の精神等を育みます。
- 機能的な校内組織・指導体制を整備し、児童生徒が自ら考え、話し合い、自分なりの答えを見つけていくことを大切にした「考え、議論する道徳」を実現する指導の充実を図ります。

③ 性の多様性*に関する正しい知識の普及・啓発

- 性の多様性*に関する正しい知識について、講演会等の実施により普及啓発を進めます。
- 性の多様性*に関する正しい知識を教職員が身に付けられるよう研修の充実を図ります。
- 性の多様性*を児童生徒が正しく理解できる授業づくりに努めます。

④ 心にひびく体験活動の充実

- 学習の場を教室から豊かな自然の中や地域社会へ移し、人や自然、地域社会と触れ合い、理解を深めるなど、自然学校や環境体験活動、トライやる・ウィークといった体験活動を通して、自分で考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる心を育成します。
- 多様な人々と共生社会を築くために、障がい者福祉や高齢者福祉、また平和な社会の重要性について体験的に学び、共感力や思いやりの心を育むとともに社会参画に向けた意識の涵養を図ります。

⑤ ふるさと教育*・キャリア教育*の充実

- 学校教育におけるあらゆる教育活動において、郷土の自然、風土、産業、歴史や偉人等について学んだり、郷土の伝統文化や芸能、地域に根ざした行事へ参加したりする活動を通して、地域の一員としての自覚を高め、郷土に誇りや愛着をもち、心豊かでたくましい児童生徒を育むふるさと教育*を推進します。
- 地域の人たちとのふれあい等を通して、ふるさとのよさだけでなく、ふるさとの課題について理解を深めるとともに解決策を考えるなど、自分の住んでいる地域を知る取組を推進します。
- 児童生徒が自分の個性を理解して、健全に自己肯定感を高め、主体的に進路を選択し、常に自分らしさを発揮する能力・態度を育むキャリア教育*を、「学校園連携ユニット*」を活用して、学校と地域及び校種間で円滑な接続を図りながら推進します。

柱	全ての人が生き生きと輝く教育の推進

基本方針７	多様な教育的ニーズへの対応と包摂性のある教育の推進

誰一人取り残されることなく、誰もがいきいきとした人生を享受できるよう、一人一人のこどもの特性や発達段階、日本語指導の必要性等、多様な教育的ニーズに合わせて能力や可能性を最大限に伸ばすことができるように取組を進めます。

■ 現状と課題

● 現　状

多様な教育的ニーズに対応するため、教員の専門知識やスキルの向上を図る研修を行うとともに、障がいのある児童生徒一人一人に応じた指導が図られるよう個別の教育支援計画*及び指導計画を作成し活用しています。また、保護者や地域住民の特別支援教育に関する理解が深まるよう、特別支援教育講演会を実施しています。こうしたことにより、保護者や地域社会の理解と協力が進み、社会的認識の向上につながっています。

医療機関や福祉機関との連携が図られており、こどもの発達や学習に関する専門的なアドバイスを受けられる体制が構築されています。障がい児を持つ親等に対しては、障がい児（者）家庭教育学級を開催し親同士の交流、相互学習の機会づくりを進めています。

また、外国人児童生徒等を支援するため、子ども多文化共生サポーター*や外国人児童生徒等サポート員を派遣するとともに、AI 翻訳機の学校への貸し出しを行っています。

● 課　題

小・中・義務教育学校*のきめ細やかな教育へのさらなる支援の充実や福祉・医療の関係機関等との連絡・調整機能の強化などの特別支援学校を中核とした各学校での支援体制の構築が課題となっています。併せて、幼児期からの連続した支援体制の構築が必要です。

近年、増加している外国にルーツがある児童生徒等については、さらなる支援体制の充実が必要です。

■ 主な指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
①特別支援教育研修会参加者アンケートによる研修満足度	-	95%
②スクールアシスタント*や補助指導員*が受けた研修内容を児童生徒の支援に活用した割合	91.7%	98%
③子ども多文化共生サポーター*及び外国人児童生徒等サポート員の派遣により、児童生徒への支援が充実したと感じた学校（4 件法）	3.6	3.8

■ 具体的な取組

① 特別な支援を要するこどもへの支援の充実

- 特別支援教育コーディネーター*をはじめとする全ての教職員が共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム*の理念や合理的配慮について正しく理解するとともに、障がいの特性や基本的な知識・技能及び特別支援教育に関する指導力を高めるための取組を推進します。
- 加古川養護学校では、早期からのキャリア教育*の推進やセンター的機能の一層の充実をめざし、本市の特別支援教育において複数の障害種別に対応した適切な教育が進められるよう、児童生徒や教職員への指導・支援の充実を図ります。
- 医療的ケア児が多様な学びの場*で安全に教育を受けることができるよう兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン*等を活用して一層の充実を図ります。
- 就学前施設等・こども療育センターなど早期からの相談支援を行っている福祉・医療機関等との情報共有や、中学校及び義務教育学校*から高等学校等へ特別な支援が必要な生徒についての情報共有など連携を推進します。
- 療育の必要なこどもに対して、児童発達支援や放課後等デイサービス等、障害児通所支援の給付決定を行い、早期の療育支援に努めます。

② 多様な教育的ニーズへの対応

- 「個別の教育支援計画*」「個別の指導計画*」を活用し、医療・保健・福祉等の関係機関との連携や、一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、自立活動を含む内容・方法を明確にした指導の一層の充実を図ります。
- 障がいのある児童生徒一人一人の有する力を最大限に引き出すことができるよう、個別最適な学び*を充実させるとともに、ICT*を活用した新たな学習支援の方法の研究・実施や教職員の ICT*活用に関する能力と指導力の向上に取り組みます。
- 通級による指導の充実を図るとともに、児童生徒の適切な支援を行うため、スクールアシスタント*や補助指導員*の指導力向上に努めます。
- アレルギー等のあるこどもへの支援の充実のため、家庭や関係機関との連携の推進、校園内体制の整備、研修の充実を図ります。
- 公民館等を拠点として、障がい児（者）を有する家庭の情報共有、障がい児（者）理解の啓発活動が行えるように障がい児（者）家庭教育学級の運営等の支援を行います。

③ 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実

- 各校における日本語指導が必要な児童生徒の指導を推進するため、関係機関と連携し、子ども多文化共生サポーター*や外国人児童生徒等サポート員の派遣の充実や人材の確保、指導方法の研究及び改善に向けた教職員研修の実施などに取り組むとともに、多様な文化的背景を持つ人々と共生するための取組の推進を図ります。

柱	全ての人が生き生きと輝く教育の推進

基本方針８	全てのこどもが安心できる居場所づくり

こどもが安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる居場所づくりをめざし、こども主体の絆づくりの場や機会の提供、専門機関や関係機関との連携等、いじめをはじめとする問題行動や不登校に対する取組を進めるとともに、放課後等の居場所の充実を図ります。

■ 現状と課題

● 現　状

いじめをはじめとする問題行動や不登校においては、学校生活に関するアンケート（アセス）*や心の相談アンケート*、全児童生徒への教育相談を通じて問題行動等の未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいます。また、児童会・生徒会・学園会が中心となり、児童生徒の主体的な取組が各学校で行われ、いじめ防止や不登校の解決策を話し合う機会を持つことができています。

生徒指導担当者会を定期的に開催し、関係機関と情報共有及び連携を図り、生徒指導体制を充実させるとともに、心理相談員や学校支援ソーシャルワーカーを増員し、相談体制の充実を図っています。

さらに、従来のわかば教室に加え、公民館と少年自然の家に「こどもの交流すぺーす『わかば』（サテライト教室）」を設置し、多くの不登校児童生徒への支援を行っています。

また、児童クラブ*や児童館等においては、放課後等の児童の健全育成と安心して過ごすことができる居場所づくりを進めています。

● 課　題

いじめをはじめとする問題行動や不登校においては、生徒指導提要に基づき、全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導を行う等、より一層の未然防止への取組が必要です。

また、近年、児童生徒の問題行動が複雑多様化し、また SNS*の進展による問題も発生していることから、各関係機関との協働した支援体制の構築が必要です。

さらに、関係機関等との連携に基づく、ICT*を活用した相談体制や情報共有や不登校支援のあり方について、検討を進め多様な学びの場*を充実させることが必要です。

このように、学校が抱える課題は多様化しており、いじめや不登校のみならずより多様な課題について、児童生徒主体で課題解決に向け取組を進める必要があります。

■ 主な指標

指標	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和11年度）
①学校生活に関するアンケート（アセス）*において、いじめが疑われる児童生徒の割合	2.3%	1%
②教育相談センターの心理相談の終了割合	67%	80%
③不登校児童生徒のうち、学校外の施設等で支援を受けている割合	16%	25%
④「自分には良いところがある」と感じている児童生徒の割合	児童 85.6%（R6） 生徒 84.5%（R6）	87%
⑤児童クラブ*の民間委託エリアにおける利用者アンケートによる満足度（「こどもが安心して過ごせる児童クラブ*である」と感じている保護者の割合）	-	90%

■ 具体的な取組

① いじめをはじめとする問題行動や不登校の未然防止・早期発見・早期対応

- 加古川市いじめ防止基本方針及び加古川市いじめ防止対策計画に基づき、いじめの未然防止、見逃しゼロをめざして、学校生活に関するアンケート（アセス）*、心の相談アンケート*及び教育相談を通じて、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関との適切な連携を行い、いじめの再発防止に向けて継続的な見守りを行います。
- 問題行動及び不登校への対応について、生徒指導提要に基づいた「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組みます。
- 教育委員会が実施する加古川市いじめ防止対策計画及び各学校が実施するいじめ防止対策プログラムの取組状況について、年度末に検証を行います。

② こどもの心に寄り添う相談・支援体制の充実

- 教育相談センターや少年愛護センターにおける教育相談の充実を図り、児童生徒やその家庭の困り事や悩み事に寄り添った支援を推進します。
- スクールサポートチーム*を活用して、少年非行、いじめ等の学校が抱える生徒指導上の諸問題の早期解決に向け、構成員の専門性を生かした助言等を行います。
- スクールカウンセラー*や、スクールソーシャルワーカー*の配置方法を工夫し、多角的な視点での支援をめざします。また、ICT*を活用した相談体制づくりをめざします。
- 相談行動促進教育（SOS の出し方に関する教育）を推進するために、教職員を対象に研修を行い、教職員が児童生徒の SOS を多面的に把握できるよう取り組みます。
- 緊急対応が必要な場合に教育相談センターの学校支援カウンセラー及び学校支援ソーシャルワーカーを派遣するなど、児童生徒やその保護者の心のケア等に対応する体制の充実に努めます。

③ 不登校児童生徒への支援の充実と多様な教育機会の確保

- わかば教室（教育支援センター）の運営やアタック・ゴー（小集団体験活動）及びピア・スペース（体験活動）の実施を通して、社会的自立を促すための支援を実施します。また、わかば教室におけるICT*を活用した学びの場の提供をめざします。
- 小学校へのメンタルサポーター*の配置拡充や各学校における校内サポートルームの環境整備を図ります。
- 公的機関及びフリースクール*等の民間事業者との連携を図ります。
- 学びのリスタートができるよう、多様な学びの機会や安心して学べる環境づくりを進めます。

④ 「生命」や「心」を大切にする「心の絆」を育む教育の推進

- こどもの居場所づくり、絆づくりを進める児童会・生徒会・学園会を主体とした「心の絆プロジェクト*」の活動の一層の充実を図り、誰もが行きたくなる学校・学級づくりをめざす取組を推進します。
- 阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、災害に対する正しい知識と態度を身に付けるとともに、自らの生命を守るため主体的に行動する力を育成します。

⑤	放課後等の居場所づくり

- 児童クラブ*において、児童クラブ*支援員・補助員の安定的な人材確保や資質向上を図るとともに、均一かつ良質なサービスの提供等をより充実させることなどを目的に、児童クラブ*への民間活力などの活用を進め、保育サービスのさらなる向上につなげます。
- こども食堂の普及により、様々な不安を抱えるこどもたちが安心して過ごせる居場所を確保し、未来に希望をもてるよう支援するとともに貧困を未然に防ぎ、地域住民の交流拠点として地域の活性化を行います。
- 志方児童館において、こどもの置かれている環境や状況にかかわりなく、自由に来館して安心して過ごすことができる居場所を提供します。

柱　地域総がかりの教育の推進

基本方針９　学校園・家庭・地域が協働する地域とともにある学びの充実

学校運営協議会*での協議や学校園支援ボランティア*等による様々な支援を通して、学校園・家庭・地域の連携・協働をさらに進めるとともに、体験・交流の場や学校部活動に変わる新たな地域クラブ活動等において持続可能な形を構築することで、こどもたちの学びと育ちの充実を図ります。

■ 現状と課題

● 現　状

学校運営協議会*を設置したコミュニティ・スクール*の取組を充実させ、地域とともにある学校園づくりを推進しています。

地域コーディネーター*、学校園支援ボランティア*との連携・協働により、多くの学校で教育活動が充実しています。

青少年健全育成に関わる地域の支援者が減少しつつあります。

● 課　題

学校運営協議会*において、児童生徒が参画し、学校行事や様々な活動を児童生徒が主体となって考え、発信する機会の設定を行うなど、協議会の活性化や児童生徒と地域とのさらなる協働を図る必要があります。

また、地域や学校園の実情に合わせて地域コーディネーター*や学校園支援ボランティア*等の人材確保が必要であるとともに、地域に根付いた持続可能な支援体制を推進する必要があります。

■ 主な指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
①家庭や地域と協働した取組により、教育活動が充実した学校の割合	95%	100%
②学校園支援ボランティア*の活動延べ人数	72,412 人	80,000 人
③市が行う青少年体験・交流活動に参加した児童の数	146 人	300 人
④地域クラブ活動（試行プラン含む）への生徒の参加率	2%	65%

■ 具体的な取組

① 学校運営協議会*のさらなる充実

- 保護者や地域住民等が参画する学校運営協議会*での熟議*等により、地域とともにある学びを推進し、コミュニティ・スクール*のさらなる充実を図ります。
- 学校運営協議会*において、児童生徒の参画を進め、児童生徒の意見をより反映した学校運営を進めます。

② 学校園支援ボランティア*・青少年関係団体*等との連携・協働の充実

- 学校園支援ボランティア*や地域コーディネーター*による地域学校協働活動*の充実を図り、こどもの学びや教育環境の充実を図ります。
- 地域学校協働活動*と学校運営協議会*の一体的な充実により、地域と学校の連携・協働体制を強化し、地域の特色を生かした学校づくりを進めます。
- 地域総がかりの教育の実現に向け、青少年関係団体*等と連携し、こどもの健全育成をめざします。
- 青少年関係団体*・機関と連携を推進するとともに、新たな時代へ向け、その対応における共通認識を深めるため、研修などの充実を図ります。
- こどもたちの実情に応じて、地域に根付いた少年補導委員活動を実施するとともに、持続可能な活動を推進します。

③ 体験・交流活動等の場づくり

- 青少年の体験・交流活動の充実を図ります。
- 放課後子ども教室*について、地域住民の参画のもと、学習活動及び多様な体験・交流活動等の場の提供に向け、計画的に実施します。
- 志方児童館において、放課後の遊びを通じた体験・交流の場を提供します。

④ 学校部活動から地域クラブ活動等への地域展開

- 将来にわたり、生徒がスポーツ・文化・芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に向けて、関係者による協議を行います。
- 部活動地域展開に関する関係者への周知・理解促進を図ります。
- 地域クラブ活動等の実施に向け、活動団体や学校施設について調整を進めます。

柱　地域総がかりの教育の推進

基本方針 10　連続した学びを支える学校園連携ユニット*の充実

ユニットの枠にとらわれない校種間の連携や、義務教育学校*の導入も含めた小中一貫教育*の検討、高校・大学・企業等との連携を進めることで、こどもの連続した学びと育ちの一層の充実を図ります。

■ 現状と課題

● 現　状

学校園が連携し、こどもの連続した学びと育ちを支援することで、ユニットごとに特色を生かした取組が進められています。併せて、PDCA サイクルを用いて、小１プロブレム*や中１ギャップ*の緩和に向けた取組が進められています。

また、小中一貫教育*については、各学校運営協議会*において熟議*が進んでいます。

市内の高等学校や大学と近接したエリアにおいては、こどもたちの学びを深める様々な取組を行うことができています。

さらに、トライやる・ウィークや小学校でのキャリア教育*においては、企業や事業所等との連携が進んでいます。

● 課　題

学校園連携ユニット*でめざすこども像の共有や目的を明確にした活動を実施するとともに、持続可能な取組となるよう活動内容の見直しを図ることや小１プロブレム*や中１ギャップ*緩和に向けた円滑な接続に向けた取組を進める必要があります。

９年間の連続した学びを実現する小中一貫教育*の導入については、学校運営協議会*と連携し、地域の実情に応じた取組を進める必要があります。

また、高等学校や大学、企業等との連携により、こどもたちの体験的な学びの場をさらに充実させるとともに、学びの専門性を高めていく必要があります。

■ 主な指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
①校種を越えた指導内容のつながりについて教職員の理解が深まったと感じた学校の割合	85%	90%
②小中一貫教育*について熟議*した学校運営協議会*のあるユニット数	4ユニット	6ユニット
③高等学校、大学等と連携した取組を行ったユニット数	6ユニット（R6）	8ユニット

■ 具体的な取組

①	校種を超えて連携する取組の充実

- 「学校園連携ユニット*」の取組をさらに進め、こどもの連続した学びの一層の充実を図ります。
- 地域の保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校*・養護学校が相互に連携しながら、こどもの連続した学びと育ちを支援する取組を推進します。
- 「学校園連携ユニット*」を活用した取組を充実させ、小1プロブレム*、中1ギャップ*の緩和に向けた円滑な接続を進めます。

②	地域の実情に合わせた小中一貫教育*の導入の検討

- 9年間の連続した学びを実現する、一貫校を含めた小中一貫教育*の導入について、学校運営協議会*と連携し、地域の実情に応じた取組を進めます。
- 義務教育における教育課程の系統性を確保し、教員が校種を超えて互いの教育課程について理解を深め、各学校における児童生徒の発達段階を踏まえた独自性を尊重した取組を進めます。

③	高等学校・大学・企業等との連携

- 高等学校や大学等との連携を通して、校種間の円滑な連携を進め、こどもの学びや専門性を高めます。
- 企業や事業所等との連携により、継続的かつ体系的なキャリア教育*の充実を図り、こどもの学びや専門性を高めます。

柱	地域総がかりの教育の推進

基本方針Ⅱ	家庭教育支援の充実
すべての教育の出発点である家庭において、保護者が自信をもち、安心して子育てをすることができるよう、家庭教育の重要性の啓発や子育ての悩み・不安の解消、家庭教育に対する支援に社会全体で取り組み、こどもたちの豊かな成長を支えます。	

■ 現状と課題

● 現　状

家庭の教育力向上に向けた学びの場として、家庭教育講演会の開催、希望 PTA に対する家庭教育講座の開催支援を行っています。地域の教育力向上のため、各町内会の社会教育・福祉教育推進員に地域のリーダーとして研修を実施しています。

家庭教育の基本的な内容については、小学校及び義務教育学校*１年生の保護者へのパンフレット配付や広く SNS*を通じた情報発信を行うほか、保護者全体に対しては全国学力・学習状況調査*に関するリーフレット等により啓発を実施しています。また、子育てサークルが減少傾向にあります。

要支援家庭への支援については、医療・福祉機関、児童相談所、警察等関係機関と連携するとともに、要保護児童対策地域協議会*を中心に要支援家庭への適切な支援を図っています。

就学前保育施設においては、保護者を含めた交流の機会を設けることで、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに係る相談・助言の拡充を図っています。

● 課　題

家庭教育講座については、多様な生活スタイルの保護者に対応した学習機会を創出する必要があります。社会教育・福祉教育推進員については、高齢化による成り手不足が課題です。

また、全国学力・学習状況調査*によると、家庭での学習時間の減少や読書離れが加速していることが分かります。朝食を取らない児童生徒も増えており、学力との相関も見られます。

保護者として成長するための学びの場として、子育てサークルの活動内容の周知をすることで誰でも気軽に参加できる環境づくりが必要です。

要支援家庭の状況は複雑・多様化し課題を抱える家庭は増加傾向にあり、関係機関との連携による包括的な支援体制の整備・構築が必要です。

保護者同士の交流の場については、０歳から２歳のこどもを持つ保護者のうち自宅で保育をする世帯が減少していることもあり、参加者数が伸びないことが課題となっています。

■ 主な指標

指標	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和11年度）
①家庭教育に関する講演会・講座の受講者数	会場来場 790 人 動画視聴 -	会場来場 700 人 動画視聴 1,300 人
②SNS*を通じた情報発信の回数	-	36回
③スクールソーシャルワーカー*活用事業の評価（5件法）	4.1	4.5

■ 具体的な取組

① 家庭や地域の教育力向上をめざした取組の推進

- 家庭教育講演会の開催、PTA 等が実施する家庭教育講座の開催支援を行います。
- 各町内会に社会教育推進員を配置し、地域の教育力の向上、地域の絆づくりの推進を図ります。
- 公共図書館から司書等が 4 か月児健診の会場に出向き、保護者に乳幼児向けおすすめ絵本リスト「はじめまして絵本」を配付し、保護者からの読書相談に応じたり家庭内での読み聞かせの効用を説明したりすることで、乳幼時期からの早期読書習慣の形成を支援します。
- 公共図書館において、読書や児童書などをテーマにした講演会や保護者とこどもが参加できる各種行事を実施します。また、家族で読書を楽しむ「家読(うちどく)*」（家族ふれあい読書）を推進し、家庭内での読書習慣の向上を図ります。

② 保護者として成長する学びの推進

- 家庭教育や子育ての基本的な内容について SNS*を通じた定期的な情報発信や、小学校及び義務教育学校*1年生保護者へパンフレットの配付を行います。
- 児童生徒の発達・成長段階に応じた学習や生活習慣の定着についての啓発を図るため、全国学力・学習状況調査*等の結果を踏まえ、家庭学習の大切さについて広く周知します。
- 子育てプラザにおいて、各種子育て講座、子育て相談を実施し、子育てに関する情報提供や不安の解消を図ります。また、子育てサークルの結成及び活動を推奨して親同士の交流を図り、子育てに関する情報交換や仲間づくりの場を提供します。
- 0歳から5歳のこどもを持つ保護者の教育力向上を図るため、ふれあい保育を実施するとともに、全ての就学前教育・保育施設で、子育てについての相談や助言体制の充実を図ります。
- 就学前教育の理解を図るため「全国国公立幼稚園・こども園ウィーク*in 加古川」を実施します。

③	要支援家庭への支援体制の充実

- スクールソーシャルワーカー*を中心として、学校、家庭・地域及び福祉関係機関と協働しながら児童生徒やその家庭への組織的な支援を行います。
- 児童虐待を未然に防止するため、児童虐待防止に関する知識の普及や、地域住民の役割についての意識啓発を図ります。
- 児童虐待を早期発見し、こどもの迅速かつ適切な保護を行うため、要保護児童対策地域協議会*を活用し、各関係機関との連携を深め、切れ目のない支援が行えるよう体制の強化を行います。
- 家庭児童相談員*、心理担当家庭相談員を配置し、相談業務等を含め、要保護児童*を抱える家庭への支援を行います。
- 教育相談センターの学校支援ソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカー*の密な連携により、要支援家庭への早期対応を推進します。

柱　質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

基本方針 12　教育を支える仕組みの確立

学校現場の課題に効果的に対応できるよう、教育委員会機能のさらなる活性化を図るとともに、学校管理職のリーダーシップのもと、学校に関わる様々な人材が協働して教育的かつ機動的に対応する体制を整え、教職員の働き方改革についても合わせて進めることで、教育を支える仕組みの確立をめざします。

■ 現状と課題

● 現　状

教育委員の研修会への参加、総合教育会議*での協議及び機構改革による組織の適正化により、効率化並びに機能の充実を図っています。

教職員の勤務時間については、令和 5 年度において月の超過勤務 45 時間以内の教職員が全体の 69%となり、令和 4 年度の 67%より増加しています。

教職員だけでなく、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*等、多様な専門性を持つ支援スタッフが連携・分担して役割を果たしています。すべての教職員が学校運営の成果や課題の共通理解を進め、評価結果を公表するとともに学校目標に反映しています。

また、主幹教諭*を計画的に配置し、学校マネジメント機能の強化を進めています。

● 課　題

教育委員会においては、デジタル技術等を活用して様々な意見の集約などを効率的に実施し、意思決定機関としての十分な協議が行われるようさらなる活性化を進める必要があります。

教職員の勤務時間については、月の超過勤務 80 時間以上の教職員が全体の 8%となっており、働き方改革を推進する必要があります。

勤務の適正化や時短勤務、障がいのある教職員が働きやすい職場環境づくりを推進するとともに、管理職を補佐する人材を育成し、より学校マネジメント機能の充実を図る必要があります。

加えて、地域とともにある学校づくりのさらなる推進に向けて、学校を支える地域人材の積極的な活用も求められています。

■ 主な指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
①研修や視察などの実施回数	23回	30回
②スクール・サポート・スタッフ*が有効に活用できた学校の割合	-	100%
③教職員の超過勤務時間（45 時間以内）	69%	85%

■ 具体的な取組

① 教育委員会の機能の充実

- 教育委員の研修等への積極的な参加を通じ、教育行政に関する知識や理解を深め、学校園訪問による現地視察等を通じ、加古川市の教育現場に係る認識を深めます。
- 学校運営協議会*等の地域住民の意思や意見を集約する機会・体制の拡充により、教育委員会における議論のさらなる活性化を図ります。
- 総合教育会議*等の機会を用いて、市長と教育委員会が本市の教育課題やめざすべき姿を共有し、相互に連携を深めることでより効果的な教育行政の発展を図ります。
- 教育委員会の自己点検評価の質的向上、教育委員会事務局組織の柔軟な改編や人材育成による効率的で効果的な組織体制の構築等に不断に取り組み、教育委員会機能のさらなる充実を図ります。

② チーム学校*としての学校マネジメント機能の強化

- 学校長のリーダーシップのもと、円滑な学校運営ができるようミドルリーダーの育成を図ります。
- 学校をささえる様々な人材を活用し、教員が児童生徒の指導に専念できるよう、学校運営を図ります。
- 教職員のみならず、家庭や地域等の関係者からの学校園評価を受け、運営改善につなげるとともに、結果を広く公開し、こどもにとってよりよい学校園づくりをめざします。

③ 教職員の働き方改革の推進

- 「加古川市立学校教職員の業務の量の適正な管理に関する規則」に基づいて、教職員が所定の勤務時間及び勤務時間外の時間において行う業務の量を適切に管理します。
- すべての教職員が心身ともに健康で働けるよう、メンタルヘルス*の保持増進を図ります。
- 統合型校務支援システム*や全中学校、義務教育学校*（後期課程）に導入した採点支援システム*の活用により、校務処理の効率化と業務負担の軽減を図ります。
- 汎用性の高いグループウェア*や生成AI等を活用し、教職員の業務の効率化、ペーパーレス化を図ります。

柱　質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

基本方針 13　教職員の資質向上

教育を取り巻く様々な課題に適切に対応できるよう、教職員一人一人の専門性や資質・指導力の向上をめざし、経験年数や職責に応じた資質・能力向上に向けた取組を推進します。

■ 現状と課題

● 現　状

令和５年度には、教職員に対する研修として指定・基本研修講座等を年 49 回開催し、延べ 1,930 名が受講しています。

また、「指導と評価の一体化」の充実を図ることを目的に、学習評価に係る研修会を実施しています。各校においては、評価方法を工夫し、適切な場面で児童生徒の学習状況を把握して指導の改善に生かしています。

さらに、大学等との連携として、大学関係者と実践共同研究や研修を行い、教職員の指導力の向上に努めています。

各校においては、非違行為の防止とハラスメントのない明るい職場づくりに関する職場研修を実施しています。

就学前教育においては、令和５年度に完成した「幼小接続カリキュラム*」を令和６年度４月に市内の就学前教育・保育施設と小学校及び義務教育学校*に配布し、就学前の教育について共通理解を図っています。

● 課　題

「個別最適な学び*」と「協働的な学び*」の一体的な充実、探究的な学びの実現に向け、教職員の実践的指導力や ICT*活用指導力など、資質・指導力の向上を図る研修を実施する必要があります。

「指導と評価の一体化」の充実に向け、学習評価の方針について児童生徒や保護者に説明するなど、学校全体で組織的かつ計画的な取組を行う必要があります。

大学等との共同研究・研修では、教職員が専門的な知識や技能をより高めていく必要があります。

また、教職員の非違行為やハラスメント事案が起こっている現状を踏まえると、自分事として考える研修のあり方と自覚を促す取組を推進する必要があります。

就学前教育においては、就学前教育・保育施設の公立・法人園の合同研修を開催できるようになりましたが、今後小学校及び義務教育学校*の教員が参加しやすいよう創意工夫が求められています。市内公立園と小学校及び義務教育学校*の相互参観の取組も積極的に行う必要があります。

■ 主な指標

指標	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和11年度）
①研修アンケートで、「新たな気づきや学びがあった」「今後の教育活動や実践に役立つ」と回答した教職員の割合	97%	98%
②学習指導や学習評価に関する研修（回数）	2回（R6）	3回
③大学との共同研究・研修会の実施回数	6 回（R6）	15 回
④時代のニーズに合わせた体罰・不適切な指導の防止に特化した研修の実施学校数	12校	39校

■ 具体的な取組

① 新たな教育課題や教職員のニーズに応じた研修の充実

- 様々な教育課題に適切に対応できるよう、教職員一人一人の専門性や資質・指導力の向上等をめざし、教職員のニーズやキャリアステージに応じた教職員研修を実施します。
- 教職員の実践的指導力や ICT*活用指導力の育成を図り、「個別最適な学び*」と「協働的な学び*」の一体的な充実に向け、実践的な研修や最新の教育情報を取り入れた研修を実施します。
- 臨時的任用教職員の教育力と指導力の向上に向けた研修の充実を図ります。

② 「指導と評価の一体化」のための学習評価の充実

- 指導方法や計画の改善を図る「指導と評価の一体化」の実現をめざすため、学習評価の信頼性を高める研修の充実を図ります。

③ 大学等と連携した研修体制の構築

- 大学関係者との実践共同研究や研修を行い、教職員の専門的な知識・技能を高めるとともに、指導力の向上に努めます。

④ 非違行為・ハラスメントの防止

- 学校全体の信用・信頼を大きく損なうことがないよう、体罰・不適切な指導等の非違行為の根絶に向けた研修の充実を図ります。
- ハラスメント、教職員の悩みごとについて、相談窓口の充実に努めるとともに、明るい職場づくりに関する研修を実施し、風通しのよい明るい職場づくりを推進します。

柱　質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

基本方針 14　安全・安心で魅力的な教育環境の整備

こどもが安全・安心な学校園生活を送れるよう、適切な管理による学校施設の長寿命化や安全対策の推進等、教育環境の質的向上をめざした取組を進めるとともに、地域のニーズに合わせて学校規模適正化に向けた検討を行います。

■ 現状と課題

● 現　状

多くの学校施設が建設から 40 年以上経過し、老朽化が進んでいます。

近年増加する猛暑日によって、学校における熱中症リスクが年々高まっています。

児童生徒数の減少が著しい各地域で、地元関係者や保護者等を対象に、現状理解と検討のきっかけ作りとしての説明会等を開催・実施し、こどもたちにとってよりよい教育環境のあり方や学校規模の適正化に向けた合意形成への取組を進めています。

また、学校園支援ボランティア*やこどもを守る 110 番の家*の加入を促進し、地域ぐるみでこどもを守り育てるという意識の高揚を推進しています。

さらに、感染症等に対する正しい理解を育む教育と、危機管理マニュアルに基づいた取組の充実を図るとともに、熱中症対策として新たにガイドラインを策定し、こどもの安全確保に努めています。

● 課　題

学校施設に関しては、計画的に施設更新を図っていく必要があります。

特に、特別教室や体育館における空調整備については、適切な整備手法やコスト等を考慮し、検討を進める必要があります。

各小学校区や年齢層によって、学校規模の適正化に係る考え方や当事者意識が異なるため、両荘地区での取組も参考にしながら、各地域の実情やニーズを踏まえた長期的な視点での効果的な学校規模の適正化を図る必要があります。

また、地域住民の高齢化や民間事業所の減少に伴い、今後こどもを守る 110 番の家*が減少していくことが予想されるため、新たな担い手の発掘が必要です。

今後、安全対策上で想定を超えた状況が発生する可能性に備え、様々な関係機関と連携し、素早く対応できるよう日常的な訓練や連携を図る必要があります。

■ 主な指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
①小・中学校における特別教室の空調設置率	71.7%	100%
②志方地区の教育環境のあり方に関する基本方針の決定	-	基本方針の決定
③通学路における登下校中の交通事故等発生件数	5 件	0件

■ 具体的な取組

① 学校施設老朽化対策による安全な環境の整備

- 児童生徒の快適な教育環境を整備するため、日常的に使用している理科室等の特別教室における空調設備の設置を進めます。
- 学校園施設長寿命化計画*に基づき、学校園施設の老朽化対策を行います。

② 地域のニーズに合わせた学校規模適正化の検討

- 児童生徒数の減少が著しく、学校の小規模化が進む志方地区においては、学校運営協議会*を中心に、地域・保護者・学校・教育委員会が連携しながら、地域ニーズを踏まえたよりよい教育環境の確保に向けての具体的な検討を進めます。
- その他の地区においても、児童生徒数及び学校規模の地域の偏在が大きくなる中、「加古川市立小学校・中学校の学校規模適正化及び適正配置に関する基本方針*」に基づき、こどもたちにとってよりよい教育環境を確保するための取組を進めます。

③ 学校園における安全対策の推進

- 通学路の危険箇所について、道路管理者等関係機関と連携し、安全対策を推進するとともに、登下校時の安全確保に努めます。
- 加古川市通学路交通安全プログラム*に基づき、交通安全指導員を配置する危険箇所の定期評価を実施し、配置箇所の最適化を行います。
- 「不審者情報マップ*」や「子ども安全ネットかこがわ*」をより効果的に活用するため、各サービスについて周知を図ります。
- 阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、災害に対する正しい知識と態度を身に付けるとともに自らの生命を守るため主体的に行動する力を育成します。
- 感染症や熱中症などへの危機管理について、マニュアル等の見直しを行うとともに、校内研修等を通じて全教職員の共通理解を図ることを通して、安全・安心な学校づくりに向けた取組の充実を図ります。
- 学校内での事故につながる恐れのある危険箇所について把握するとともに、必要な対策を取り、事故の未然防止に努めます。
- こどもを守る 110 番の家*の加入を促進し、地域ぐるみでこどもを守り育てるという意識の高揚に努めます。

－ 資 料 編 －

資料編

1 策定経過

（1）加古川市教育振興基本計画検討委員会

■開催状況

第１回　令和6年6月25日(火)　　現状課題の整理、国県の状況、策定の方向性 等
第２回　令和6年8月22日(木)　　計画骨子、基本方針の内容 等
第３回　令和6年10月23日(水)　具体的な取組の内容 等
第４回　令和7年1月17日（金）　パブリックコメントの実施結果 等

■委員名簿

区 分	所属・役職等	氏名
学識経験を有する者	兵庫教育大学 名誉教授 環太平洋大学 教授	浅野 良一 （委員長）
	兵庫大学 教授	松田 信樹 （委員長職務代理者）
保護者の代表者	加古川市PTA連合会 書記	大橋 裕子
地域の代表者	加古川市町内会連合会 会計	菅原 悦夫
事業者の代表者	加古川商工会議所 議員	藤本 静代
関係団体の代表者	加古川市社会福祉協議会 事務局長	本山 政幸
	加古川市人権啓発推進員協議会 会長	浜田 時子
	加古川市社会教育委員 副委員長	徳田 敬子
市民の代表者	公募による市民	高橋 さやか
		中村 経子

（敬称略）

（2）加古川市教育振興基本計画検討幹事会

■開催状況

第１回　令和6年5月28日(火)　　第１回検討委員会の資料について 等
第２回　令和6年8月5日(月)　　第２回検討委員会の資料について 等
第３回　令和6年10月7日(月)　　第３回検討委員会の資料について 等
第４回　令和6年12月26日(木)　第４回検討委員会の資料について 等

■構成員名簿

役職等	氏名
教育総務部次長	車谷 芳秀
教育指導部次長	杉本 達之
教育指導部参事 （学校教育担当）	尾崎 貴弥
企画部次長	一井 正寿
市民協働部次長	山野 貴史
こども部次長	稲岡 直樹
中・義務教育学校長の代表者 （平岡南中学校長）	三ツ寺 恭子
小・養護学校長の代表者 （氷丘南小学校長）	原 武弘
就学前教育の代表者 （幼児保育課 就学前教育・保育担当課長）	西川 恵子

（敬称略）

（3）かこがわこどもアンケートの実施

令和6年８月１日（木）から9月16日（月）までの期間実施し、11,742 件の回答がありました。

（4）パブリックコメント

令和6年11月12日（火）から12月11日（水）までの期間実施し、16件の意見がありました。

２ 関係規程

○加古川市教育振興基本計画検討委員会規則

平成 27 年３月 31 日
教育委員会規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、加古川市附属機関の設置に関する条例（昭和 32 年条例第１号）第２条の規定に基づき、加古川市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第２項の規定に基づく加古川市教育振興基本計画の策定に関する重要事項を審議する。

（組織）

第３条　委員会は、委員 10 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　保護者を代表する者

（３）　地域を代表する者

（４）　事業者を代表する者

（５）　関係団体を代表する者

（６）　前各号に掲げる者以外の市民

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、当該諮問に係る加古川市教育振興基本計画についての答申が終了するまでとする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第７条　委員会において必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

（補則）

第９条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成 27 年４月１日から施行する。

（招集の特例）

２　この規則の施行の日以後最初に招集される会議（委員の任期が満了し、新たに委員の委嘱が行われた場合の最初の会議を含む。）は、第６条第１項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

○加古川市教育振興基本計画検討幹事会設置要綱

令和６年３月 21 日
教育総務部長決定

（趣旨）

第１条　加古川市教育振興基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)が行う加古川市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の検討及び審議を円滑かつ効果的に進めるため、加古川市教育振興基本計画検討幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）基本計画の素案策定に係る調整、協議に関する事項

（２）委員会に対する議案提案等に関する事項

（３）前２号に掲げるもののほか、基本計画の策定に向けて特に必要があると認められる事項

（組織）

第３条　幹事会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

（１）教育総務部次長

（２）教育指導部次長

（３）教育指導部参事

（４）企画部次長

（５）市民協働部次長

（６）こども部次長

（７）中・義務教育学校長の代表者

（８）小・養護学校長の代表者

（９）就学前教育の代表者

（会長及び副会長）

第４条　幹事会に会長及び副会長をそれぞれ１人置く。

２　会長は、教育総務部次長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

４　副会長は、教育指導部次長をもって充てる。

５　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第５条　幹事会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

（ワーキンググループ）

第６条　基本計画の素案策定及び検討に必要な調査、企画、資料の作成等を行わせるため、幹事会にワーキンググループを置くことができる。

２　ワーキンググループは、基本計画に関連する課等の長をもって構成する。

（庶務）

第７条　幹事会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が幹事会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、第１条に規定する基本計画の策定をもって効力を失う。

3 用語解説（五十音順）

－ ア －

- ＩＣＴ（P2、P4、P5、Ｐ13、P14、P15、P27、P28、P30、P41、P42）

Information and Communication Technology の略。情報通信に関連する技術一般の総称。従来、使用されてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられる。多くの場合は、「情報通信技術」と和訳され、IT の「情報」の意味に加えて、「コミュニケーション」が重視され、ネットワーク通信による情報や知識を「互いに共有し合う」という概念が含まれる。

- アウティング（Ｐ23）

本人の了承を得ずに、その人の「性のあり方」を第三者に勝手に暴露すること。

－ イ －

- インクルーシブ教育システム （Ｐ27）

障がいのある者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

－ ウ －

- 家読（うちどく）（Ｐ37）

「家庭読書」「家族読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味する。家族の絆づくりを目的として、家族で本を読んで感想を話し合うなどコミュニケーションを図る取組のこと。

－ エ －

- ALT（Ｐ11、P13）

Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略で、外国語の授業において日本人の教師を補佐し、児童生徒に生きた英語を教える外国人講師のこと。

● SNS（P5、P11、P14、P20、P28、P36、P37）

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトにおける会員制サービス。

－カ－

● 学習の個性化（P15）

「個別最適な学び」という概念の重要な要素の一つ。一人一人の児童生徒の興味・関心や必要性に合わせて、学習を発展させ、探究していく学びのこと。

● 架け橋期（P19）

義務教育開始前後の5歳児から小学校及び義務教育学校1年生までの2年間のこと。

● かこがわウェルネス手帳（P16、P17）

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等を通して明らかになった本市のこどもの運動習慣や生活習慣に関する諸課題の改善に向け、平成24年に作成したもので、令和5年からデジタル版になった。こども自らが成長の足跡を残すとともに、自分自身で生活習慣等をチェックしながら、健康を意識して行動できるこどもの育成をめざし、小学5年生から中学3年生に配付している。

● 加古川ＣＡＮ－ＤＯプラン（P11、P13）

小学校外国語活動･中学校英語教育でコミュニケーション能力の素地･基礎を養うとともに発信力を高め、21世紀のグローバル社会で必要となる実践的な「生きる力」を養うことを目的とし、平成24年度から加古川市が導入したプランのこと。

● 加古川市子どもの読書活動推進計画（P22）

読書活動を通じてこどもたちが心豊かに成長することを願い、読書環境の整備を図ることを目的として、国及び県の計画を踏まえつつ本市の状況に応じた取組を総合的・計画的に推進していくための計画。

- 加古川市立小学校・中学校の学校規模適正化及び適正配置に関する基本方針（Ｐ44）

児童生徒数が減少する中、こどもたちのためのよりよい教育環境を整備することを目的とし、令和元年８月に策定した基本方針のこと。大・小それぞれの学校規模のメリットや課題などを踏まえた規模適正化・適正配置の必要性、国の法令や保護者アンケートなどを踏まえた本市における適正な学校規模と適正配置、規模適正化の手法、今後の進め方などを示している。

- 加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画 （Ｐ24）

平成１２年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、本市が策定した人権施策推進の方向性を示した基本計画のこと。その後、平成２２年、平成３０年、令和５年に改定を行っている。

- 加古川市通学路交通安全プログラム（Ｐ44）

児童生徒が安全に通学できるよう、関係機関が連携し、通学路の安全確保に向けた取組を継続的に実施するために策定されたプログラムのこと。

- 学校運営協議会（Ｐ13、P32、P33、P34、P35、P40、P44）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて設置された合議体のこと。教育目標・めざすこども像などを共有するとともに、学校園運営などについて意見を述べることができ、学校園・家庭・地域が力を合わせて学校園の運営に取り組むことが可能となる仕組み。

- 学校園支援ボランティア（Ｐ32、P33、P43）

学校園が必要とする活動について、地域のボランティアとして協力する活動のこと。

- 学校園連携ユニット（Ｐ24、P25、P34、P35）

中学・義務教育学校区を１つの単位（ユニット）とし、その地域の保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・養護学校が相互に連携し、家庭・地域とも連携を図りながら、こどもの連続した学びと育ちを支援する仕組みのこと。

- 学校園施設長寿命化計画（Ｐ44）

令和２年４月に策定された、学校園施設の改修の実施時期や整備水準を定めた計画のこと。

- 学校生活に関するアンケート（アセス）（P15、P28、P29）

市内小・義務教育学校の 3 年生以上の児童生徒を対象として実施する選択方式のアンケートのことで、学校生活における児童生徒の適応感を６つの因子から測定し、児童生徒自身が感じている困り感を把握し、教職員が児童生徒への支援や指導を行う。測定の仕組みを総称してアセスと呼ぶ。

アセス(ASSESS)とは、Adaptation Scale for School Environments on Six Spheres の略。 和名は学校環境適応感尺度であり、児童生徒の学校生活への適応感を 6 つの因子（生活満足感、教師サポート、友人サポート、向社会的スキル、非侵害的関係、学習的適応）から総合的に測定する尺度のこと。

- 学校司書（P22）

資格について制度上の定めはないが、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めなければならないとされている。（学校図書館法第６条）

- 家庭児童相談員（P38）

要保護児童の支援及び家庭児童相談に関する業務を行う相談員のこと。

- カミングアウト（P23）

これまで公にしていなかった自分の「性のあり方」を本人が自らの意思で表明すること。

- キ -

- 義務教育学校
（P3、P4、P12、P14、P18、P19、P23、P26、P27、P34、P35、P36、P37、P40、P41）

小学校と中学校の教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度である小中一貫教育の一つの形態であり、一人の校長の下で一つの教育集団が小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う９年制の学校のこと。

- キャリア教育（P23、P25、P27、P34、P35）

児童生徒一人一人が将来、社会的･職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育てる教育のこと。

- 教育ＤＸ（P5、Ｐ14）

教育デジタルトランスフォーメーションの略。教育現場において、データ及びデジタル技術を活用することで、教育手法や手段、教職員の事務作業などを変革すること。

- 協同的探究学習（Ｐ11、P12）

東京大学大学院の藤村宣之教授が開発、研究に携わっている学習方略。本市では、全国学力・学習状況調査において非定型問題「わかる学力」に課題があることが判っており、平成３０年度から全市をあげて導入し、定型問題「できる学力」の定着と「わかる学力」の育成に向けた授業改善と指導力向上に取り組んでいる。協同的探究学習により、ありのままの自分が認めることで、「わかる学力」とともにこどもの自己肯定感が高まり、これからの人生を歩んでいくうえで大切なウェルビーイング（幸福度）も高まる。

- 協働的な学び（Ｐ12、P14、P15、P41、P42）

中央教育審議会の答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において示された概念。探究的な学習や体験活動などを通じて、こども同士、あるいは地域や企業の人など、多様な他者と協働して学んでいくこと。

- 起立性調節障害（P17）

自律神経の働きが悪くなり、起立時に身体や脳への血流が低下する病気のこと。好発年齢は小学校高学年から中学校くらいとされており、朝になかなか起きることができない、全身倦怠感、頭痛、集中力の欠如、立ちくらみなどの様々な症状が起こる。朝の不調が不登校の初期症状と類似しており、心理的問題（怠惰、サボり）と誤解されるケースがある。

－ ク －

- グループウェア（P40）

グループ内の情報共有やコミュニケーションを円滑化し、業務効率化の促進や生産性の向上を図ることのできるソフトウェアのこと。

- コ -

- 心の絆プロジェクト（P30）

児童会・生徒会・学園会を中心にした児童生徒の自発的・自主的な活動を通して、仲間との心の絆を深め、誰もが行きたくなる学校・学級づくりをめざす活動のこと。「心の絆宣言」に基づいた取組を各校・ユニットで行っている。

- 心の相談アンケート（P28、P29）

市内小・義務教育学校の 3 年生以上の児童生徒を対象として、いじめの把握をするために実施する選択方式のアンケートのことで、アンケート実施後に教育相談を実施し、いじめの早期発見、早期対応に取り組んでいる。なお、教育相談については全児童生徒を対象に実施している。

- 子ども安全ネットかこがわ（P44）

学校園に寄せられたこどもに関わる不審者・変質者等の情報を、教育委員会から保護者等に迅速に情報提供し、注意喚起を行うことを目的にしたメール配信サービスのことです。現在は、保護者や学校関係者に限定して周知している。

- 子ども多文化共生サポーター（P26、P27）

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の学校生活への早期適応を促進するため、学校に派遣され、母語により学習指導補助等を実施する人員のこと。

- こどもを守る１１０番の家（P43、P44）

こどもが事件や事故等に遭遇する恐れがある場合の緊急避難場所として指定した特定の民家、店舗等のこと。こどもの保護と警察署等への通報を依頼している。

- 個別最適な学び（P12、P14、P15、P27、P41、P42）

中央教育審議会の答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において示された概念。学習者が自分の目標や進度に合った形で学んだり、自分の興味関心のあるものを選んで学んだりすること。

● 個別の教育支援計画（P26、P27）

学校を中心とし、保護者、福祉、医療、施設の関係者らが作成する乳幼児期から学校卒業までの支援内容を記載した計画書のこと。教育的支援の目標や手立て、関係機関の役割や支援内容、合理的配慮が記載されている。生涯にわたる支援の連続・系統性や、多方面からのニーズや実態把握ができる。

● 個別の指導計画（P27）

学校（担任）が作成する単元、学期、学年ごとの支援内容を記載した計画書。児童生徒の実態や目標（短期・長期）、指導方法、指導内容が記載されている。校内の指導の充実や的確な実態把握、指導目標の明確化が図ることができる。

● コミュニティ・スクール（P32、P33）

学校運営協議会（P54 参照）を設置している学校園のこと。

- サ -

● 採点支援システム（P15、P40）

パソコン端末で、テストの採点・得点自動集計・返却を行うシステム。採点時間の短縮により教員の負担を軽減し、業務改善を図ることができる。

- シ -

● 指導の個別化（P15）

「個別最適な学び」という概念の重要な要素の一つ。一人一人の児童生徒の状況に合わせて、学習内容や方法を調整することで、基礎・基本となる知識や学び方を身に付ける学びのこと。

● 児童クラブ（P28、P29、P31）

保護者が就労などの事情により、昼間家庭にいない児童に対し、放課後の時間帯や長期休業期間中に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その保護と健全育成を図る事業のこと。「学童保育」とも呼ばれる。

- 主幹教諭（P39）

校長及び教頭を補佐し、教員のリーダーとして学校運営組織を円滑に機能させることや指導体制の充実を図るため、学校教育法の規定により設置される役職のこと。

- 熟議（P33、P34）

多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決をめざす対話のこと。活発な議論により、的確に多くの人の意見を反映することができる。

- 主体的・対話的で深い学び（P11、P12）

平成29年告示「学習指導要領」において、将来の予測が難しい社会の中でも、児童生徒が生き抜く力を育むことができるよう、重要な視点として示された。学ぶことに興味や関心を持ち、児童生徒同士や教職員、地域の人との協働や対話を通して、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、新たな考えや解決策を形成したりする学びのこと。

- 小1プロブレム（P34、P35）

入学したばかりの小学生・義務教育学校1年生が集団生活になじめず、授業中座席に座っていられない、教職員の指示に従えない、話を聞かないなどの状況が数か月継続する状況のこと。

- 小中一貫教育（P34、P35）

小学校と中学校の教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度のこと。

－ス－

- スクールアシスタント （P26、P27）

小学校及び義務教育学校の通常学級に在籍している行動面や学習面において適応しづらいこどもの指導補助を行う教員免許を有する職員のこと。

- スクールカウンセラー （P30、P39）

児童生徒の臨床心理に関して、高度で専門的な知識と経験を有する公認心理師や臨床心理士のこと。児童生徒及び保護者に対してカウンセリングを行う。また、教職員や保護者を対象に研修を行う。

● スクール・サポート・スタッフ（P39）

資料の印刷や教材の準備、掲示物の作成などを行い、教員の事務作業を補助する職員のこと。

● スクールサポートチーム （P30）

心理・福祉・教育・警察・法律の５つの分野で構成し、各分野の専門性を生かした助言等を通して学校が抱える生徒指導上の諸課題の未然防止、早期対応、早期解決に向け、「チームとしての学校」をサポートする。

● スクールソーシャルワーカー（P30、P37、P38、P39）

教育分野に関する知識に加えて、福祉等の専門的な知識や経験を有する社会福祉士や精神保健福祉士のこと。教育相談に当たり、児童生徒の様々な情報を整理統合し、アセスメント、プランニングをした上で、学校の教職員とチームを組み、児童生徒が置かれた環境への働きかけを行う。

－ セ －

● 青少年関係団体（P33）

青少年健全育成に関わる協力団体のこと。少年団指導者協議会、青少年育成連絡協議会、少年補導委員会、学警連絡・校外補導連盟等が含まれる。

● 性の多様性（P23、P24、P25）

誰もがもっている「性のあり方」を構成する要素には、「からだの性」だけでなく、「性的指向」「ジェンダーアイデンティティ」などが存在する。「性のあり方」を構成する要素の捉え方、その組み合わせも一人一人異なる。このような「性のあり方」が多様であることを、「性の多様性」という。

● CEFR A1 レベル（P12）

CEFR（セファール）とは、Common European Framework of Reference for Languages の略。外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠で、外国語の習得状況を示す際に用いられる国際的ガイドラインのこと。6 段階の共通参照レベルがあり、その中で、A は基礎段階であり、CEFR A1 は実用英語技能検定 3 級レベル相当。文部科学省は、中学校卒業段階の英語力の目標として、この基準を示している。

- 全国学力・学習状況調査（P12、P36、P37）

全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるとともに、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的とした文部科学省による全国調査のこと。小学校６年生（義務教育学校６年生）、中学校３年生（義務教育学校９年生）の児童生徒を対象としており、平成 19 年度から実施している。調査の内容として、「教科に関する調査（国語・算数・数学）」及び「学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査」が行われる。平成 24 年度及び 27 年度は、理科が追加実施され令和元年度及び令和５年度には、中学校で英語が実施された。今後、中・義務教育学校で令和７年度に理科、令和８年度に英語が実施される予定。

- 全国国公立幼稚園・こども園ウィーク（P37）

1876 年 11 月 16 日に初の官立幼稚園が設立されたことから、毎年 11 月 13 日から 11 月 19 日を全国幼稚園・こども園ウィークとした取組のこと。作品展等の様々な事業を通じ、国公立幼稚園及び認定こども園の教育活動のＰＲを行っている。

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（P16、P17）

全国的なこどもの体力の状況を把握・分析し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てるとともに、こどもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的とした文部科学省による全国調査のこと。小学校５年生（義務教育学校５年生）、中学校２年生（義務教育学校８年生）の児童生徒を対象としており、平成 20 年度から実施している。調査内容は、「実技に関する調査（新体力テスト８種目）」と、「生活習慣、食習慣、運動習慣に関する児童生徒質問紙調査」が行われる。

- ソ -

- 総合教育会議（P39、P40）

首長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、協議・調整を行う場として首長が設ける会議のこと。「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」などについて協議が行われる。

－ タ －

● 第５次加古川市男女共同参画行動計画（Ｐ24）

「男女共同参画社会基本法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、令和３年３月に策定した、加古川市における６年間の男女共同参画社会の実現に向けての方向性を示した基本計画のこと。この計画に基づき、本市における男女共同参画社会形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。（令和９年３月に第６次加古川市男女共同参画行動計画を策定予定）

● 多様な学びの場（Ｐ27、P28）

通常の学級、校内サポートルーム、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった学びの場のこと。

● 男女共同参画社会（Ｐ24）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会のこと。

－ チ －

● 地域開放サービス（Ｐ22）

学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができるとされている。（学校図書館法第４条第２項）

● 地域学校協働活動（Ｐ33）

地域の高齢者、成人、学生、保護者、ＰＴＡ、ＮＰＯ、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

● 地域コーディネーター（Ｐ32、P33）

学校教育と地域の人材等を結び付けるパイプ役で、学校園支援ボランティアとの連絡調整や、教育活動の充実につながるような企画・提案などを行い、学校と地域の交流・連携を推進する役割を担う人のこと。

● チーム学校（Ｐ40）

いじめや不登校、特別な支援を要するこどもへの対応、こどもの貧困など、学校が抱える多様な課題を解決するため、教員が専門スタッフや事務職員らと連携・協働して対応する体制のこと。

● 中１ギャップ（Ｐ34、P35）

小学校から中学校へ進学した際に生じる学校制度や生活リズムの変化等の環境面の違いや、それらを要因として不登校やいじめ等の問題が急増すること。

● 調査相談業務（Ｐ22）

利用者の疑問や調査研究に対して、資料の紹介や資料等により情報を回答する人的サービス。

ー ト ー

● 統合型校務支援システム（Ｐ15、P40）

校務用コンピュータを使用し、学校業務の改善を支援するシステム。学籍・出欠管理や成績処理、職員間の連絡、健診事務などの機能を持ち、情報を一元化して校務を効率化する。

● 道徳教育推進教師（Ｐ23）

小･中学校学習指導要領において示されている「校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師」のこと。道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開することとされている。その役割として、道徳教育の指導計画の作成に関すること、全教育活動における道徳教育の推進･充実に関すること、道徳科の充実と指導体制に関することなどがある。

● ドキュメンテーション（Ｐ18、Ｐ19）

幼児の日々の姿を、文章や写真、動画、音声などで記録し、掲示・掲載することで、教育・保育のプロセスを可視化して、保育者、幼児、保護者等が共有する取組のこと。教育・保育の振り返り、遊びを広げるきっかけ、保護者との幼児の育ちの共有になる。

● 読解力（Ｐ12）

「OECD 生徒の学習到着度調査　PISA２０２２のポイント」（文部科学省・国立教育施策研究所　令和５年１２月５日）において、読解力とは、「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発展させ、社会に参加するために、テキストを理解し、利用し、評価し、熟考し、これに取り組むこと。」と定義されている。

● 特別支援教育コーディネーター（Ｐ27）

特別支援教育の推進に関して中心的な役割を担い、学校園内の関係者や関係機関との連絡・調整や、保護者に対する窓口として相談業務を行う教員のこと。

－ ネ －

● ネットパトロール（Ｐ15）

児童生徒のインターネットトラブルやＳＯＳを早期に発見するため、専門機関に依頼し、インターネット内のパトロールを行う。

－ ハ －

● パフォーマンステスト（Ｐ13）

「話すこと」及び「書くこと」における「外国語表現の能力」を評価するために、面接やプレゼンテーション、スピーチ、エッセー、ライティングなどを使ったコミュニケーション能力を測るテストのこと。加古川市では、特に「話すこと」に重点を置いて実施する。

● 「早寝早起き朝ごはん」国民運動（P16、P17）

こどもの生活習慣づくりについて、社会全体の問題としてこどもたちの生活リズムの向上を図っていくため、平成 18 年４月に「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が発足した。文部科学省は同協議会と連携して、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。また、その活動内容が特に優れていると認められる活動に対して、文部科学大臣表彰が行われている。

－ ヒ －

● 兵庫型学習システム（P12）

すべてのこどもの可能性を引き出す指導の一層の充実を図るため、各学校において「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、児童生徒の心の安定を図り多面的な理解に基づく指導を行う、国の加配措置を最大限に活用した県の事業。

● 兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン（P27）

国の通知（平成 31 年３月 20 日付）に基づき、兵庫県として安全性確保に向けた医療的ケアへの対応等を示したガイドラインのこと。

－ フ －

● 不審者情報マップ（P44）

注意や警戒を要する事案を加古川市ホームページ上の地図に表示し、地域での情報共有や防犯活動等に活用することにより、安全安心のまちづくりの推進及び犯罪の発生・拡大を未然に防止することを目的としたもの。平成 26 年９月から運用を開始している。

● フリースクール（P30）

不登校の児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設のこと。

● ふるさと教育（P23、P25）

地域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業といった教育資源（ひと・もの・こと）を活かし、学校・家庭・地域が一体となって、ふるさとに誇りを持ち、心豊かでたくましいこどもを育むことを目的とした教育活動のこと。

－ へ －

● ペアレンタルコントロール（P15）

こどもによるパソコンや携帯電話・スマートフォンやゲーム機などの情報通信機器の利用を親が監視して制限する取組。

－ ホ －

● 放課後子ども教室（P33）

放課後や週末等に学校の施設等を活用し、地域の方々の参画を得てこどもに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する事業のこと。本市では「チャレンジクラブ」として、小学校及び義務教育学校や公民館で実施している。

● 補助指導員 （P26、P27）

小・中・義務教育学校に在籍する肢体に障がいのある児童生徒や重度の知的障がい及び情緒障がいのある児童生徒に対し、校内における移動介助、身辺処理に関する介助、学習活動時における介助等を行う職員のこと。

－ メ －

● メンタルサポーター（P30）

登校しづらい児童生徒に対して、校内サポートルーム等において学校生活への適応を促す「こころの居場所づくり」をするとともに、家庭訪問等を通した児童生徒や保護者と教員の橋渡し的な存在として、課題を抱える児童生徒への支援を行う補助員のこと

● メンタルヘルス（P40）

心の健康のこと。近年、家庭、職場、学校等、地域社会のあらゆる場面において、うつ病、心身症、神経症、睡眠障害、摂食障害、不登校等が増加しており、ストレス対処法や支援体制づくりの重要性が高まっている。

－ ヨ －

● 幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿（P18、P19）

幼稚園教育要領等が示す５領域のねらい及び内容に基づく活動全体を通じ、５歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿のこと。10 の姿とは、①健康な心と体②自立心③協同性④道徳性・規範意識の芽生え⑤社会生活との関わり⑥思考力の芽生え⑦自然との関わり・生命尊重⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚⑨言葉による伝え合い⑩豊かな感性と表現。

● 幼小接続カリキュラム（P19、P41）

幼児期と児童期の教育双方の接続期（就学前の「アプローチ期」と、就学後の「スタート期」を合わせた期間のこと）においてこどもの発達や学びの連続性を踏まえた「アプローチ期」における教育課程のことで、保育実践や小学校教育との接続に役立てる。

● 要保護児童（P38）

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のこと。

● 要保護児童対策地域協議会（P36、P38）

要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、こどもに関係する機関等により構成される協議会。児童福祉法により、地方公共団体はその設置に努めることとされている。

第４期

かこがわ教育ビジョン

（加古川市教育振興基本計画）

発行年：令和７年（2025 年）
発　行：加古川市教育委員会
〒675-8501　加古川市加古川町北在家 2000
電話　（079）421-2000（代）
URL　https://www.city.kakogawa.lg.jp/
編　集：加古川市教育委員会 教育総務部 教育総務課